

第 2 次

湖南省障がい者の支援に関する基本計画 みんなでとりくむ つばさプラン (改定版)

素 案

(パブリックコメント用)

平成29年12月

湖 南 市

わたしたちは一人ひとり違います。見た目も、心のうちの想いも。そしておそらく、その人が大切にしていることも、一人ひとり違うことでしょう。

それらは、かけがえのないものであり、互いに尊重されなくてはなりません。でも現実の社会では、どうでしょうか。差別やいじめはないでしょうか。

湖南省には約5万5千人の人が住んでいます。そのなかで障害者手帳を持っている人は約2千6百人。そのほか手帳を持っていないけれども障がいのある人も少なくありません。

湖南省に立地する近江学園を創設した糸賀一雄氏は、障がい者福祉に関して、こう言っています。「このひとたちが、じつは私たちと少しも変わらない存在であって、その生命の尊厳と自由な自己実現を願っており、うまれてきた生き甲斐を求めていることを友愛的に共感して、それが本当に社会の常識となることへの道行が『福祉』となる」（『福祉の思想』）と。

『この子らを世の光に』という氏の言葉に共鳴してきた多くの人たちの努力の積み重ねによって、いまの湖南省の『光』があるといえるかもしれません。全国に先駆けてつくりあげた発達支援システムは多くの人たちの丁寧なキャッチボールを通じて育ち続けてきました。でも、まだその先へ進まなければなりません。障がいのある人が差別やいじめを受けることなく、共生する地域社会が実現するためには、わたしたち一人ひとりの意識や行動の、ちょっとした努力を少しずつ重ねていく必要があります。

この『みんなでとりくむ つばさプラン』は、そのような願いと責任から書かれたものです。

<目次>

第1章：この計画について	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 近年の動向	3
第2章：湖南省の障がい福祉に係る概況と課題	5
1. 手帳所持者数の動向と社会資源の概況	5
2. 計画課題	9
第3章：原則・理念と目標	13
1. 3つの原則	13
2. 基本理念	14
3. 4つの目標と求める市民像	16
第4章：障がい者福祉の施策	18
1. 施策の体系	18
2. 施策の内容	19
第5章：障がい福祉計画・障がい児福祉計画	37
1. 福祉サービス等の概要	37
2. 成果目標	40
3. 福祉サービス等の見込み量と確保方策	45
Ⅰ. 障害者総合支援法によるサービス	46
Ⅱ. 児童福祉法によるサービス	71
第6章：計画の推進	72

第 1 章：この計画について

1. 計画の位置づけ

(1) 上位関連計画等と法的根拠

「みんなでとりくむ つばさプラン(湖南省障がい者の支援に関する基本計画[改定版])」は、「障がいのある人がいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」を踏まえつつ、以下の 3 つの法定計画を合わせて策定した計画です。

「第二次湖南省総合計画」を上位計画とし、「湖南省地域福祉計画」をはじめ、福祉分野等の関連諸計画と協調した推進を図るものです。

「湖南省障がい者計画」

- 本市の障がい福祉分野のまちづくりの指針となる計画です。
- 「障害者基本法第 11 条第 3 項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害者計画です。

「湖南省障がい福祉計画」

- 「湖南省障がい者計画」をふまえて策定するもので、障がい福祉サービス等の供給に目標数値を掲げて、具体的な整備を推進するための計画です。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条第 1 項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害福祉計画です。

「湖南省障がい児福祉計画」

- 平成 30 年 4 月 1 日施行の「改正児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害児福祉計画です。
- 「同 第 6 項」に基づいて、「湖南省障がい児福祉計画」は「湖南省障がい福祉計画」と一体のものとして策定しています。

湖南省総合計画

保健福祉分野

湖南省地域福祉計画（みんなでつくった みらくるプラン）

みんなでとりくむ つばさプラン
- 湖南省障がい者の支援に関する基本計画 -
湖南省障がい者計画
湖南省障がい福祉計画・障がい児福祉計画

湖南省子ども・子育て支援事業計画
湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画
健康こなん 21 計画・食育推進計画

(2) 計画の対象

- 湖南省在住の市民、通勤・通学する人、湖南省に來訪する人、また、遠隔地から湖南省の情報等にアクセスする人のすべてであり、このうち、主たる対象が、障がいのある人になります。
- 「障がいのある人」の表現は、法律にいう「障害者」と同義です。
法律・制度等の固有名詞で「障害」という表記が使用されているものを除いて、この計画では「障がい」「障がいのある人」という表記で統一しています。
- 即ち「障がいのある人」とは、以下のように「障害者基本法第2条」で定義される人をいいます。

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

- また、子どもについていう場合には、同様に「障がいのある子ども」「障がい児」の表現を用いています。

(3) 計画の期間

- 平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間であり、この改定版はその半期での見直しを行ったものです。

みんなできりくむ つばさプラン		年度										
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
湖南省障がいの者の支援に関する基本計画	湖南省障がい者計画	第 1 次					第 2 次 (改定版)					
	湖南省障がい福祉計画	第 2 期		第 3 期		第 4 期		第 5 期				
	湖南省障がい児福祉計画									第 1 期		

2. 近年の動向

(1) 法制度関係

近年、以下の法制定・改正等が行われています。

法制定・改正等	概要
① 障害者権利条約の批准	[H26.1.20 批准、H26.2.19、国内で条約が効力を発生] <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：障害者の権利に関する条約。 障がいのある人の人権と基本的自由の享有を保障し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定めた条約です。
② 障害者差別解消法の制定	[H25.6.26 公布（一部同日施行）、H28.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。 すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。 障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について定めています。
③ 障害者雇用促進法の改正	[H25.6.19 公布、H28.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律。 「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた対応の一環として、H28.4.1 に改正施行されました。法定雇用率の算定基礎の見直しについては、H30.4.1 の施行とされています。
④ 成年後見制度利用促進法の制定	[H28.4.15 公布、H28.5.13 施行] <ul style="list-style-type: none"> 正式名称：成年後見制度の利用の促進に関する法律。 認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度について、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。 法に基づき、H29.3.24、「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。
⑤ ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	[H28.6.2 閣議決定] <ul style="list-style-type: none"> 「一億総活躍社会とは、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」と位置づける中で、障がいのある人や、難病の患者・がん患者等の活躍支援と地域共生社会の実現を謳っています。
⑥ 発達障害者支援法の改正	[H28.6.1 公布、H28.8.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 法施行から 10 年が経ち、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援が求められることや、共生社会の実現に向けた法整備が進んだことを踏まえて、各種施策に係る法律の全般にわたる改正が行われました。 「発達障害者支援センター等」による支援について、できるだけ身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮することとされています。
⑦ 障害者総合支援法と児童福祉法の改正	[H28.6.3 公布（一部同日施行）、H30.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法の正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。 障がい福祉サービスの類型として「自立生活援助」「就労定着支援」が創設されるとともに、「高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用」に係る改正がなされています。 「障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）」「医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28.6.3 施行）」が盛り込まれるとともに、「地域共生社会への転換」が明記されました。
⑧ 介護保険法の改正	[H29.6.2 公布、H30.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（H26.6.25 公布）」による改正が行われました。障がい福祉に係る改正点として、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進が示されています。

(2) 国・県の計画

① 第4次障害者基本計画 [平成29年度中に策定予定]

障害者基本法第11条第1項に基づいて、国では障害者基本計画を策定し、障がいのある人の自立および社会参加の支援等のための施策を総合的に推進することとしています。

- ・ 「障害者権利条約」「障害者基本法」に基づく基本理念や基本原則
- ・ アクセシビリティ[※]の向上、当事者本位の総合的な支援、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援等の各分野に共通する横断的視点
- ・ 命の大切さ等に係る国民の理解促進

※ アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

② 国の基本指針

国では、障害者総合支援法第87条第1項および児童福祉法第33条の19第1項に基づいて、市町村および都道府県が障害福祉計画および障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を示しています。

平成30年度に向けた障害福祉計画および障害児福祉計画に係る基本指針の見直し内容のポイントとしては、次の内容が掲げられています。

<基本指針見直しのポイント>

- ・ 地域における生活の維持および継続の推進
- ・ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

③ 「滋賀県障害者プラン」

障害者基本法第11条第2項の規定に基づく都道府県障害者計画であり、県の障がい福祉施策の基本指針であるとともに、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく都道府県障害福祉計画であり、具体的な施策の推進方策を示した実施計画です。

平成27年3月に策定され、平成27年度から6年間を計画期間として、障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて取組を進めています。

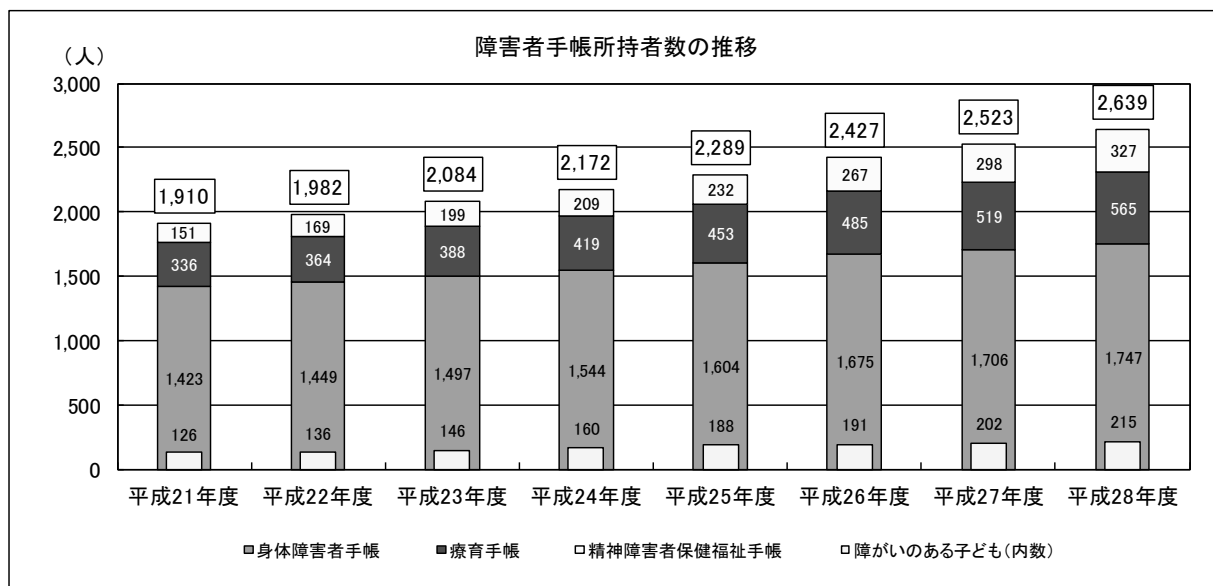
現プランのうち3年間の計画としている「重点施策」および「障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項（障害福祉計画分）」について、平成29年度で終期を迎えること、また、児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画の要素を追加する必要があるため、平成29年度中での一部改定が行われています。

第2章：湖南省の障がい福祉に係る概況と課題

1. 手帳所持者数の動向と社会資源の概況

(1) 手帳所持者数の動向

障害者手帳を持っている人は、平成28年度末現在で2,639人です。このうち、身体障害者手帳が1,747人、療育手帳が565人、精神障害者保健福祉手帳が327人、いずれかの手帳を所持している子どもが215人となっています。



(2) 特別支援教育等を利用する児童生徒

本市では、発達支援システムのもと関係機関が連携して、特別支援教育を提供しています。

障がいのある子どもおよび発達に支援を要する子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を継続的に行っています。障がいの有無に関わらず、支援を要する子ども一人ひとりに応じた支援をしていくことで、一人ひとりがいきいきと活躍できる共生社会を形成していくことをめざしています。

通級教室、特別支援学級、特別支援学校に通う児童生徒数は、下表のとおりです。

(平成 29 年 11 月現在)

■通級児童・生徒数(人)

ぞうさん教室	
集団療育	33
個別療育	24
計	57
ことばの教室	
幼児	117
小学校	121
中学校	26
計	264

■特別支援学級の児童生徒数(人)

小学生	1年生	32
	2年生	26
	3年生	33
	4年生	31
	5年生	32
	6年生	20
	計	174
中学生	1年生	38
	2年生	23
	3年生	24
	計	85

■特別支援学校の児童生徒数(人)

小学部	盲学校	-
	聾話学校	4
	養護学校	93
	計	97
中学部	盲学校	-
	聾話学校	3
	養護学校	79
	計	82
高等部	盲学校	-
	聾話学校	-
	養護学校	157
	計	157

(3) 甲賀地域障がい福祉サービス事業所数 (平成29年10月現在)

甲賀福祉圏域にある、障がい福祉サービスの事業所数は、下表のとおりです。

■就労支援・日中活動支援事業所

	事業所数	実施事業 (内訳)						
		就労移行支援 (一般型)	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	自立訓練 (生活訓練)	宿泊型自立訓練	生活介護	療養介護
湖南市	12	1	1	7	1	-	6	-
甲賀市	19	2	3	9	2	1	7	1

■グループホーム

	事業所数
湖南市	10
甲賀市	33

■訪問系サービス事業所

	事業所数	実施事業 (内訳)			
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
湖南市	8	8	6	3	2
甲賀市	8	8	8	5	1

■短期入所サービス事業所

	事業所数	主たる対象 (内訳)			
		身体障がい	知的障がい	精神障がい	障がい児
湖南市	5	-	4	-	1
甲賀市	5	2	4	-	3

■施設入所支援事業所

	事業所数	主たる対象 (内訳)			
		身体障がい	知的障がい	精神障がい	障がい児
湖南市	4	-	4	-	-
甲賀市	3	1	2	-	-

■障がい児入所支援事業所

	事業所数
湖南市	1
甲賀市	1

■相談支援事業所

	事業所数	実施事業（内訳）				働き暮らし 応援 センター	基幹相談 支援 センター
		計画相談 支援	障がい児 相談支援	地域移行 支援	地域定着 支援		
湖南省	8	8	4	3	3	-	1
甲賀市	10	10	4	3	2	1	-

■その他サービス事業所

	ナイト ケア	児童発達 支援	医療型児 童発達支 援	放課後等 デイサー ビス	保育所等 訪問支援	滋賀型地 域活動支 援センタ ー	社会的 事業所
湖南省	1	1	1	2	1	-	-
甲賀市	-	1	1	3	1	2	1

■地域生活支援事業のサービス提供事業所

	日中一時 支援	移動支援	地域活動支援センター	
			I型	II型
湖南省	5	4	1	1
甲賀市	1	2	1	-

2. 計画課題

「第2次湖南省障がい者計画（改定版）」における主要な課題を以下のとおり整理します。

- | |
|--|
| 課題 1 : 発達支援システムの充実
課題 2 : 社会参加・就労の機会の充実
課題 3 : 移動の確保
課題 4 : 本人・介護家族の高齢化と住まいの確保
課題 5 : 地域生活支援拠点の整備
課題 6 : 福祉人材の育成・確保
課題 7 : 地域共生社会づくり |
|--|

課題 1 : 発達支援システムの充実

- 障がい者の発達および自立の支援のさらなる充実に向けて、発達障がいの理解と専門性の向上が課題です。そのためには引き続き、市民および支援者への理解・啓発と、支援のスキルアップのための後方支援が必要です。
- 義務教育終了後のライフステージを生きる人が、生きにくさや困難さを感じたときに、その人らしい再チャレンジを支える仕組みを充実させていく必要があります。

（背景となる概況）

- ・ 湖南省では、独自の「湖南省発達支援システム」によって、発達に支援の必要な人に対し、乳幼児期から学齢期・就労期までのライフステージに応じた切れ目のない発達支援体制を構築しています。
- ・ 保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の横の連携による支援と、個人に応じた支援（個別の指導計画、個別支援移行計画）に基づく縦の連携による支援を総合的に行っていることに特徴と先進性を有し、その充実を図っています。しかしながら、支援の背景は多様性に富み、さまざまな要因が絡んでいることから、支援者は、多角的な視点と高い専門性が求められるため、常にスキルアップが必要です。
- ・ 発達支援システムによって支援を引き継がれた子どものほとんどが、一般の高校や大学に進学したり、一般就労したりしますが、必要な支援が十分に得られない進路先の環境では、休学・退学、休職・離職する等、社会適応が難しくなる人もあります。
- ・ 発達支援システムを整備する以前に、アセスメントされず、本人が特性を理解する機会を得られないまま、就労期に至り、社会参加や就労の難しさに悩む人がいます。

課題 2 : 社会参加・就労の機会の充実

- 当事者団体による活動の支援・促進を通じて、障がいのある人の余暇活動や地域活動等への参加の機会拡大と内容充実を図るとともに、参加と交流のしやすさを向上させていくことが必要です。
- 企業の障がい理解の促進と併せ、企業ニーズを踏まえた就労支援・指導ができる体制を充実させ、障がいのある人の働く意欲と能力に応える、多様で柔軟な雇用環境をつくって、就労定着を支援していくことが必要です。

(背景となる概況)

- 当事者団体中心で展開されてきた余暇活動は、会員の高齢化・不足等による低迷が生じている団体もあり、また、甲賀地域障害児・者サービス調整会議主体による「ふれあいサロン」や生活支援センターあかつきのサロンなどでは、参加者に偏りがみられます。
- 就労に際しては、規則正しい勤務や企業都合に即した勤務が求められることが一般的ですが、障がいのある人にとっては、その障がいの特性のため、日々の安定した通勤・通所ができないことがあります。
- 主に特別支援学校の生徒が希望する進路先である生活介護事業所が不足している状況が継続しています。

課題 3 : 移動の確保

- 移動のしづらさのある人の移動の確保について、市民の利便性を向上させる視点からアプローチするとともに、特別な移動のしづらさのある人が、適切な移動手段を選択できるよう図る必要があります。

(背景となる概況)

- 障がいのある人の移動支援として、地域生活支援事業の移動支援がありますが、利用できる人が限られているなど課題があります。また、医療的ケアの必要な子どもの通学手段についても、適切な確保ができていません。
- 湖南市での移動は、自家用車への依存度が大きい状況があり、人口の高齢化に伴って、公共交通等による移動手段の充実は、市全体の課題となっています。

課題4：本人・介護家族の高齢化と住まいの確保

- グループホーム等の量的確保、それによる新たな生活環境の選択肢の拡大を図ることと併せて、新たな環境に馴染むための、試行・訓練等のサービスを充実させていく必要があります。

(背景となる概況)

- ・ 障がいのある人とその介護家族の高齢化が進むなかで、とりわけ、在宅で家族と長く生活してこられた人に、施設入所やグループホーム利用の希望が多くなっています。
- ・ 一方で、新たにグループホームを利用することによる、日常生活や環境の大きな変化に順応が難しい場合も多くあります。
- ・ 居住の場については、強度行動障がいがある場合など、家族との生活では、居宅サービス等を利用して家庭養育の負担を十分に軽減することが難しく、本人の地域での自立した生活は厳しい状況です。

課題5：地域生活支援拠点の整備

- 本人の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据えての相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点について、甲賀福祉圏域での早期の整備を進めていく必要があります。

(背景となる概況)

- ・ 障がいのある人の健康状態等の急変や、日常生活を支えている家族等に何かあったときなど、24時間・緊急時の対応ができる地域生活支援拠点の整備が求められています。

課題6：福祉人材の育成・確保

- 国・県への働きかけを行うとともに、甲賀福祉圏域での協議などを通じて、障がい福祉に係る人材の育成・確保について、計画的・積極的に取り組む必要があります。

(背景となる概況)

- ・ 福祉人材の確保は全国的な課題ですが、湖南市においても顕著であり、必要な施設・サービスを、人材の不足のために充足させることができない状況もあります。また、手話通訳者派遣事業においては、市登録手話通訳者が6人と少ない状況です。

課題 7 : 地域共生社会づくり

- 障がいと障がいのある人への理解の浸透のため、引き続き啓発等を行い、当たり前の権利が侵害されていることへの気づきを持って、その改善に向かえる地域社会をつくっていく必要があります。
- 既存の社会資源を有効に活かしながら、一人ひとりの生活のしづらさを柔軟に受け止める共生型の福祉サービスについて検討していく必要があります。
- 地域共生社会*づくりへの対応を進めるとともに、福祉サービス利用から介護保険サービス利用への円滑な移行や高齢福祉等に係る社会資源との連携などを図る必要があります。
- 地域に暮らすすべての人が、誰かを支える人となってつながりあう地域共生社会に向けて、区・自治会・まちづくり協議会をはじめ、事業者・各種団体等の連携のもとで、支えあいの地域づくりを進めていく必要があります。

(背景となる概況)

- 障がいと障がいのある人への理解は、依然として、一人ひとりが自分らしく生きていくことができる地域社会づくりの基本的な課題であり、障がいがあることを理由として、基本的人権の侵害が見過ごされている例さえも、多く残されています。
- 地域共生社会の制度基盤として、従来の、高齢・障がい・児童など対象別の福祉サービスの考え方から、その人の生活のしづらさを、地域社会として我が事・丸ごとで受け止める仕組みへの転換が、国主導のもとで進められています。
- 湖南省では、平成29年3月に第三次地域福祉計画を策定し、その中で「十人十色に参加できる『役』づくり」「垣根を越えてつながりあえるまちづくり」の基本目標を掲げて、障がいのある人ない人が役割を担いあい、つながりあえる地域づくりに向かう取り組みを進めています。

※ 地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

第3章：原則・理念と目標

1. 3つの原則

「障がいのある人がいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」の目的に基づき、また、第1次障がい者計画以来の考え方を継承して、計画の前提となる「3つの原則」を次のとおりとします。

(1) 基本的人権を尊重し、差別を禁止する

障がいのある人も、ない人も平等に、基本的人権をもった一人の個人として、その尊厳が大切にされ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を持っています。そのことが実現されるためには、わたしたち市民一人ひとりの意識と行動において、人権の尊重を徹底し、障がいのある人への理解に努めていくことが前提となります。

障害者基本法や障害者差別解消法[※]にも規定されている通り、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約する、障がいを理由とする差別その他の人権を侵害する行為は、禁止されなければなりません。

障がいのある人が日常生活または社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁[※]については、努めて除去されなければなりません。

※ 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）：平成28年4月1日施行。すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

※ 社会的障壁：障がいがある人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物・制度・慣行・観念その他一切のものをいいます。

(2) 地域共生の社会に向かう

すべての障がいのある人は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化のほかあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければなりません。

すべての障がいのある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられてはなりません。

すべての障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通や情報の取得・利用のための手段についての選択の機会が確保されなければなりません。

(3) みんなで取り組む

「障がいのある人がいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」には、障がいのある人の自立と、障がいのある人がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現のため、「市民の責務」「事業所等の責務」「市の責務」を定めており、「みんなで取り組む」ことを原則としています。

市民 湖南省に住む人、家庭、障がいのある人およびその家族、まちづくり協議会、自治会、ボランティア、障がい者団体等各市民組織

事業所等 相談支援事業所、障がいのある人にサービスを提供する福祉サービス事業所、甲賀地域障害児・者サービス調整会議、市内に立地する一般企業や個人事業所、福祉機関、医療機関、就労機関、教育機関、社会福祉協議会、保育園、幼稚園、こども園

行政 市（保健センターなど機関内のセンターを含む）、市教育委員会、小学校、中学校

2. 基本理念

本計画がまちの将来像として描く「基本理念（あるべき姿）」と、これをより具体的なまちの姿として描く「5つのテーマ」を次のとおりとします。

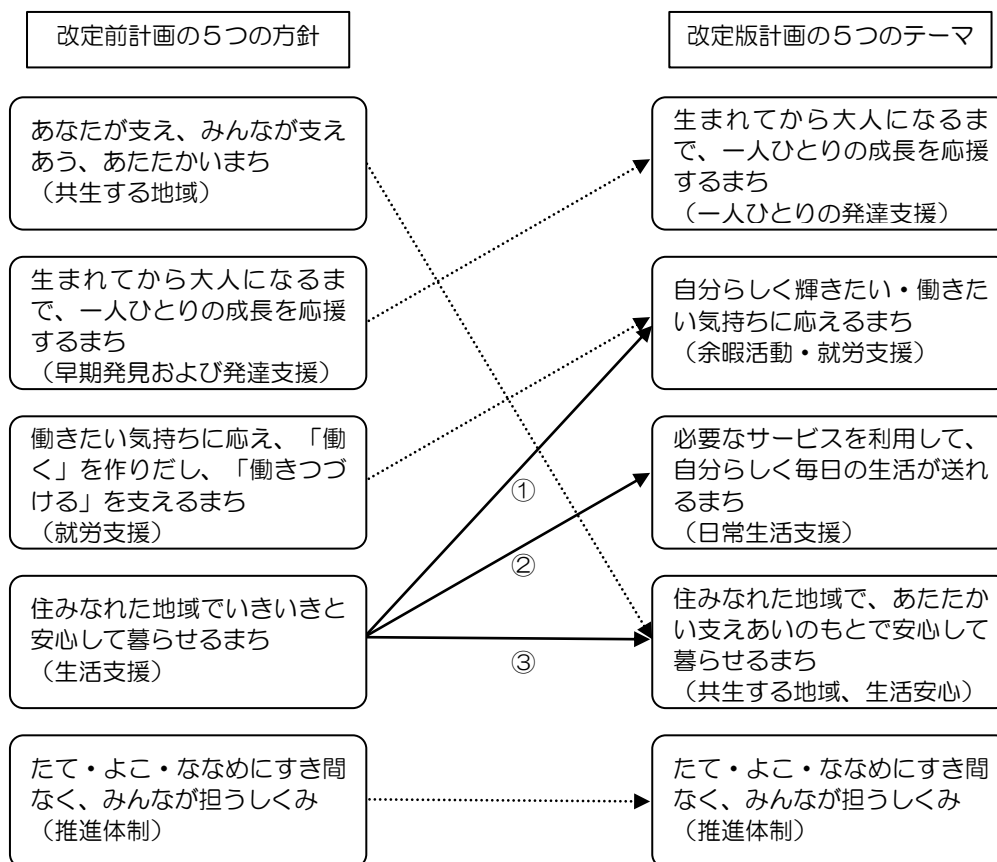
（基本理念）

一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省

（5つのテーマ）

- 生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち
（一人ひとりの発達支援）
- 自分らしく輝きたい・働きたい気持ちに応えるまち
（余暇活動・就労支援）
- 必要なサービスを利用して、自分らしく毎日の生活が送れるまち
（日常生活支援）
- 住みなれた地域で、あたたかい支えあいのもとで安心して暮らせるまち
（共生する地域、生活安心）
- たて・よこ・ななめにすき間なく、みんなが担うしくみがあるまち
（推進体制）

<5つのテーマの考え方（改定版における再編）>



○ 以下の3つの考え方のもとで、主に、従来「生活支援」に係る方針としてまとめられていたものを3つに仕分けて、他の方針に振り分けて再編しています。

- ① 社会参加に係るテーマを集約
- ② 日常生活支援の主要な福祉サービスに係る内容を独立したテーマとして分離
- ③ 地域共生社会に係る内容を集約

3. 4つの目標と求める市民像

基本理念と計画課題を踏まえて、湖南省のまちづくりにおいて達成を図る目標と求める市民像として、次の4項目を掲げます。

目標1：一人ひとりの発達・成長を応援する

関係機関の連携のもとで支援のネットワークを広げて、障がいのある子どもが自分の持てる力を十分に発揮し、自分らしく健やかに成長できるよう応援します。

<求める市民像>

- 子どもの発達や健康に関する知識を持って、子どもと子育てを応援している。
 - 妊娠・出産・子育てにあっては、専門サポートや子育て仲間を頼れる環境に安心があって、孤立することなく、喜びや楽しさを感じている。
 - 地域の子どもが、いろいろな体験を通じて豊かに育つよう、できることで貢献している。
- (例)
- ・ 疾病や発達課題等の早期発見と早期療育のため、妊婦健診と乳幼児健診を必ず受診する。
 - ・ 乳幼児の時から、多くの子どもや親と交流している。
 - ・ 子どもが、遊んだり体験したり、気軽に行事に参加したりできる地域をつくる。

目標2：「輝きたい」「働きたい」意欲に応える

「輝きたい」「働きたい」意欲のある人が、自分にあった社会参加や就労の場を見つけて、その環境で力が発揮でき、生きがいや収入を得られる地域社会を築きます。

<求める市民像>

- 誰もが仲間とともに、趣味や生涯学習、スポーツ、地域行事などに参加している。
- (例)
- ・ 障がいのある人が、仲間とともに生涯学習やスポーツ等の活動に親しめるよう、参加したくなる、参加しやすい機会をつくる。
 - ・ 障がいのある人ない人が、一緒に生涯学習やスポーツ等の活動を楽しむ機会をつくる。
- 自分の会社や職場で、多様な個性・特性が活かせる仕事を見つけ、働きづらさがあっても継続できる働き方を一緒に考えていくことに積極的になれる。
- (例)
- ・ 職場で、障がいのある人の個性に応じて、わかりやすい説明を心掛けたり、環境を整えたり、お互いに働きやすいように配慮する。

目標 3 : 毎日の生活を支える

住まいの場の確保や生活支援サービスの充実、地域のみんなが参加する支援によって、障がいのある人やその家族の、毎日の生活を支えます。

<求める市民像>

○ 見守る、声をかける、手伝うなど、困っている人を自分なりに支援できる。

(例)

- ・ 「何かお困りですか」と、まずは声をかける。
- ・ 介助が必要な場合は、障がいの有無に関わらず困っている人を助ける。

目標 4 : 共生する地域をつくる

市民や地域に障がいと障がいのある人への理解があり、障がいのある人ない人が自然に交流し、かかわりあい、互いに支えあう地域共生社会をつくっていきます。

<求める市民像>

○ 障がいの特性について知識があり、障がいのある人の生活のしづらさを思いやることができる。

(例)

- ・ エレベーターや多機能トイレ、座席等の利用で、必要な人を優先する。
- ・ 歩道に自転車等を停めない、点字ブロックをふさがない、駐車場の身障者用使用区分を空けておく。
- ・ 合理的配慮についての知識を持ち、地域活動や行事などでも、多様な情報伝達手段を用いる。
- ・ いろいろな人とふれあうことを楽しみ、支えあうことを当たり前だと考えている。
- ・ 障がいのある人とその家族の地域生活を、地域ぐるみであたたかく見守っている。
- ・ 日頃から防犯・防災への意識を持ち、近所で避難等に配慮が必要な人がいることを気に留めて、いざというときの支援ができるよう心づもりをしている。

第4章：障がい者福祉の施策

1. 施策の体系

4つの目標に即した施策の体系は、以下のとおりです。

目標1：一人ひとりの発達・成長を応援する

- 施策1：発達支援システムの充実
- 施策2：支援が必要な子どもの早期発見・対応
- 施策3：教育・保育の充実
- 施策4：放課後等児童対策の充実

目標2：「輝きたい」「働きたい」意欲に応える

- 施策5：社会参加の促進
- 施策6：就労の促進

目標3：毎日の生活を支える

- 施策7：相談と情報提供の充実
- 施策8：自立支援給付等による日常生活の支援
- 施策9：経済的負担の軽減
- 施策10：住まいの確保
- 施策11：保健・医療の確保

目標4：共生する地域をつくる

- 施策12：人権文化の醸成と権利の擁護
- 施策13：ふれあい・交流の充実
- 施策14：コミュニケーション支援の充実
- 施策15：移動の確保
- 施策16：災害への備え

2. 施策の内容

次頁以降、各施策の内容について示します。
記述内容の凡例は、次のとおりです。

<凡例>

施策目標：

- 施策を行うことで実現しようとする「まちや人の姿」を掲げています。

施策概要：

- 計画期間中に行う施策の概要であり、毎年度の事業構築と予算編成を行うための基本的な指針です。
- 「重点」とした内容は、計画期間中に、特に力を入れて推進を図るものです。

指標：

- 「計画全体としての達成」を大きく捉えて評価できるように、施策目標に対する進捗を測る参考として、継続的に把握している統計などから、なるべく適切なものを選択し、各1指標を設定しています。

施策を構成する主な事業：

- 平成30年度予算編成段階での事務事業の中から、計画期間中の継続的な推進や具体的な拡充等を見込むものを、主な事業として配置しています。毎年度の進捗評価を踏まえた予算編成のもとで、計画期間中に内容の変更があるものです。

目標1：一人ひとりの発達・成長・活躍を応援する

施策1	発達支援システムの充実
------------	--------------------

施策目標	子どもが、自分らしさを伸ばして成長でき、社会の一員として活躍できる。
施策概要	○ 保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の連携のもと、乳幼児期から学齢期・就労期まで、個人に一貫した発達・成長・活躍への支援を行います。

指標	湖南省発達支援室での面談件数（件／年）		
	期首値（H27）	2,193	期末目標値（H32）

＜施策を構成する主な事業＞

[1] 発達支援システム運営事業	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係課の連携：発達支援システム運営についての検討や関係課連携のための関係課長会議・担当者会議・発達支援センター会議を開催します。 ・ 個別の指導計画作成にかかる研修会：市内保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の担当者対象に個別の指導計画作成にかかる研修会を実施します。 ・ 市内の保育園、幼稚園、こども園、小・中学校教職員を対象として、特別支援教育にかかる研修会を開催します。 	
[2] 義務教育終了後の相談支援事業	社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲賀地域障害児・者サービス調整会議と連動し、義務教育終了後の進路先への支援情報の引き継ぎ会議を実施します。 ・ 義務教育終了後のニーズに応じた相談支援を実施します。 	
[3] 市就学支援委員会	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、地域内特別支援学校長、地域内児童福祉施設長、発達相談員、保健師等の専門職および市内小・中学校長代表、園長代表等で構成された委員会において、特別な支援を要する児童・生徒の適切な就学について審議を行います。 	
[4] 特別支援教育コーディネーター会議	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、各校園における特別支援教育の進め方や個別の指導計画の活用等について研修を行います。 	
[5] 専門家による事例検討指導会議	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各校の特別支援教育コーディネーター等から示された事例にかかわり、障がいの判断・教育的措置・支援内容等について、総合的に検討します。 	
[6] ここあいパスポートの活用事業	社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の想いや育ちを共有・応援するため、本人・家族と支援者をつなぐツールとしての「ここあいパスポート」を啓発し、活用を促進します。 	

施策2	支援が必要な子どもの早期発見・対応
------------	--------------------------

施策目標	発達に特徴のある子どもが、早期に適切な支援につながっている。
施策概要	○ 健診等を通じて、発達に特徴がある子どもと早期の関わりを持ち、支援が必要な子どもに保育園・幼稚園、こども園、保健センター、専門機関などが連携して対応します。

指標	就学前の子ども(5歳児)が専門機関(療育教室・ことばの教室)につながっている割合(%) (5歳児全児童の内)		
	期首値(H27)	17.3	期末目標値(H32)

<施策を構成する主な事業>

[7] 新生児訪問事業	健康政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師または助産師が新生児のいる家庭を訪問し、その子の成長発達を保護者と共に確認し、保護者への育児相談を実施します。 	
[8] 乳幼児健診事業	健康政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの健やかな成長と保護者の子育てに対する不安の軽減を図るため、子どもの発育・発達状況や健康状態を確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。 ・ 特に保護者が、子どもの発達等について心配や不安がある場合は、乳幼児発達相談事業につなげます。 ・ 子どもの健康や子育てに関するさまざまな情報を提供します。 	
[9] 乳幼児発達相談事業	社会福祉課(発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別相談を行い、また、必要であれば発達検査も実施して、保護者の悩みと子どもの発達状況や課題を確認・検討し、保護者への助言によって、より適切な発達を促す援助をします。 ・ 保護者の希望があれば、保育園・幼稚園、こども園や他機関への助言・連携を行います。 ・ 就学前サービス調整会議を開催し、発達相談につながった児童への適切なサービスや支援について検討します。 	
[10] ことばの教室事業	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がい、聴覚および言語機能等の障がいのある幼児・児童や発達に支援の必要な幼児・児童に対し、生活や学習上の困難の改善・克服にむけて一人ひとりに合わせた支援を行うとともに、保護者や在籍する校・園に対して専門的な立場から指導助言を行います。 	
[11] 児童発達支援・保育所等訪問事業	社会福祉課(発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未就学の障がいのある子どもに対する支援として通所による療育活動を行うとともに、保育園等の施設に通う障がいのある子どもに対して、その施設を訪問して、集団生活適応のための専門的な支援を行います。 	

施策3

教育・保育の充実

施策目標	保育園・幼稚園、こども園、学校で、充実したインクルーシブ教育が行われている。
施策概要	○ 集団の中での子どもの育ちを助長し、その子の個性と能力を伸ばす就学前教育保育、学校教育を行います。

指標	中学3年生で、ことばの教室・ふれあい教育相談室に通級および特別支援学級に在籍している生徒の中で、個別の教育支援計画（個別移行計画）を作成している割合。（％）			
	期首値（H27）	100	期末目標値（H32）	100

上段は就学前(5歳児)、中段は小学生、下段は中学生。

<施策を構成する主な事業>

[12] インクルーシブ教育システムの推進	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのあるなしに関わらず、学び育つことを基本とし、教育の場において合理的配慮に基づいた環境整備を行います。互いに人格と個性を尊重し、支えあい人々の多様な在り方を認めあえることをめざします。 	
[13] 就園時健康診断事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園等の入園児に対して内科健診を実施します。 	
[14] 障がい児保育事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 保育園に在籍する児童に対して、特別な指導と配慮を行うために加配保育士を配置し、障がいのある子どもの発達に応じた適切な保育を行います。 	
[15] 幼稚園こども園障がい児対策事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園等に在籍する障がいのある幼児に対して適切な指導支援を行うため、加配教諭を配置します。 	
[16] 保育園・幼稚園・こども園への巡回相談事業	社会福祉課(発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談員が保育園・幼稚園・こども園に出向き、保育を参観し、障がいのある幼児への適切な配慮や支援についての相談・検討・研修を行います。 	
[17] 小学校・中学校への巡回相談事業	学校教育課、社会福祉課(発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談員が小学校・中学校に出向き、授業を参観し、支援の必要な障がいのある児童・生徒への適切な配慮や支援についての相談・検討・研修を行います。 	

施策4	放課後等児童対策の充実
------------	--------------------

施策 目標	障がいのある子どもが、放課後等に安心して活動できる居場所がある。
施策 概要	○ 障がいのある子どもの、放課後や長期休業時の保育・居場所等について、学童保育や日中一時支援事業、放課後等デイサービスによる対応を充実させます。 【重点】 ◎ 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を、甲賀福祉圏域に整備します。

指標	放課後等デイサービス実利用者数（人）			
	期首値（H27）	40	期末目標値（H32）	84

<施策を構成する主な事業>

[18] 放課後等デイサービス事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> • 学校就学中の障がいのある子どもの放課後または長期休業時における生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進のために必要な支援を行います。 	
[19] 障がい児ホリデースクール事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> • 長期休業（夏・冬・春休み）時における、障がいのある子どもの日中一時介護を提供します。 	
[20] 日中一時支援事業（児童分；地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> • 障がいのある子ども等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練を行います。 • 障がいのある子どもを持つ親の就労支援と日常的に介護している家族等へのレスパイト事業※を行います。 • 日中において介護者がいない障がいのある子ども等に対して日中活動の場を提供し一時的な見守り等の支援を行います。 	
[21] 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> • 学童保育所において、障がいのある子どもの放課後活動の支援を行います。 	

目標2：「輝きたい」「働きたい」意欲に応える

施策5	社会参加の促進
------------	----------------

施策目標	自分らしく輝きたい気持ちに応える場と機会がある。
施策概要	○ 文化・スポーツ活動や仲間づくり等を支援し、障がいのある人の、その人らしい社会参加を促進します。

指標	障がい者スポーツ大会参加者(県障がい者スポーツ協会、市体育協会)(人)			
	期首値(H27)	158	期末目標値(H32)	164

＜施策を構成する主な事業＞

[22] アール・ブリュット作品等展示事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人へのエンパワメントと創作活動の支援となるよう、アール・ブリュット作品等の展示を行うとともに、これを契機として、障がいのある人への理解の広まりをつくっていきます。 	
[23] 障がい者スポーツ振興事業	社会福祉課・生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県障がい者スポーツ大会への参加を促します。また、市体育協会障がい者スポーツ部等と連携し、障がい者スポーツの普及と振興に努めます。 	
[24] 視覚障がい者生活訓練事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がい者の社会参加を目的として、日常生活・社会生活に必要な知識や技能の訓練を行います。 	
[25] 地域活動支援センター事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労が困難な在宅障がい者に対して、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進等を行います(甲賀福祉圏域共同事業)。 	
[26] 生活支援センターあかつき(当事者サロン)事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人が気軽に集まり仲間づくりや相談ができる場として、さまざまな事業(サロン活動)を企画し社会参加への一助になるよう支援します(甲賀福祉圏域共同事業)。 	

施策6	就労の促進
------------	--------------

施策目標	自分らしく働きたい気持ちに応える場と機会がある。
施策概要	○ 福祉サービスの充実や、雇用環境の整備に向けた企業啓発、農福連携の新たな取り組みへの支援等を通じて、障がいのある人の、その人らしい就労を促進します。

指標	障がいのある人の一般就労への移行者数（人）			
	期首値（H27）	2 24	期末目標値（H32）	3 25

※ 上段は福祉施設から一般就労した人の数、下段は甲賀地域働き暮らし応援センターの支援により一般就労し人の数。

＜施策を構成する主な事業＞

[27] 日中活動系サービス等給付事業〔就労関係〕	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援、就労継続支援（A・B型）事業に係る訓練等給付費を支給します。 ・ 就労定着支援事業（平成30年度新設）：一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。 	
[28] 滋賀型地域活動支援センター事業費補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的ひきこもりなど障害者総合支援法のサービスの対象にならない人に、日常生活の場を提供する事業所に対して補助します。 	
[29] 社会的事業所運営事業補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人と雇用契約を結び、障がいのある人とない人がともに仕事を行う事業所に対して補助します。 	
[30] 障がい者就労情報コーディネーター設置事業	商工観光労政課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の企業と福祉的就労事業所の就労に関する情報の収集、調整、提供等を行います。 	
[31] 障がい者就労推進事業	商工観光労政課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者就労情報センター運営協議会作業所部会を立ち上げ、地域イベントに参加し啓発を行ったり、一般企業へ出向いての作業を実施し、障がい者の就労に対する推進を行います。 	
[32] 「チャンスワークこなん」との連携事業	商工観光労政課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所内に「チャンスワークこなん」を設置し、市とハローワークによる障がい者や福祉施策を受けている就職困難者・生活困窮者に対する一体的支援等を実施します。 	
[33] 優先調達の推進	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者就労施設等に通所する障がいのある人の訓練機会の提供と経済面の自立を図るため、業務の委託や物品の発注に努めます。 	

施策7	相談と情報提供の充実
------------	-------------------

施策目標	身近に安心して相談できるところがあり、公的サービス等の情報が便利に入手できる。
施策概要	<p>○ 障がいのある人とその家族の、ライフステージを踏まえたさまざまな生活課題に伴走し支援できるよう、総合的な相談体制の強化と情報提供の充実を図ります。</p> <p>[重点]</p> <p>◎ 計画相談の活発化と充実のため、基幹相談支援センターによる計画相談事業所への支援の充実を図ります。</p>

指標	計画相談事業所数（か所）			
	期首値（H27）	5	期末目標値（H32）	10

＜施策を構成する主な事業＞

[34] 障がい者相談支援事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人とその保護者からの相談に応じるとともに、情報提供、連絡相談など事業所等との連絡調整や相談支援を行います。 ・ 障がい者生活支援センターを設置し、困難ケースに対応するため、専門的職員を配置して、相談支援事業機能強化事業を行います。 ・ 専門職の確保および人材育成、相談窓口の周知や地域啓発など相談支援体制の強化を図ります。 <p>（甲賀福祉圏域共同事業）</p>	
[35] 障がい者就業・生活支援センター運営事業	商工観光労政課・社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 働き・暮らし応援センターの職場開拓員設置に係る負担金を拠出します。 ・ 働き・暮らし応援センターに就労サポーターを配置し、障がい者に対する就労および職場定着に向けた支援を専門的に行います。 	
[36] 発達障がい者ケアマネジメント支援事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がいのある人への支援を行う生活支援センター等関係機関に、「発達障がい者支援ケアマネージャー」を設置し専門的支援を図ります（甲賀福祉圏域共同事業）。 	
[37] 障がい者基幹相談支援センター運営事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターにより、計画相談（特定相談・児童相談）事業所の支援の充実を図ります（甲賀福祉圏域共同事業）。 	
[38] 計画相談支援給付事業（サービス利用計画）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談（特定相談・児童相談）支援事業所等の確保に努め、サービス利用にあたっての、利用計画の作成、定期的なモニタリングを実施します。 	
[39] 成年後見センター運営事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断能力が十分でない障がい者や高齢者を保護し支援する成年後見制度利用についての相談や普及・啓発・研修事業等を行います（甲賀福祉圏域共同事業）。 	

施策8	自立支援給付等による日常生活の支援
------------	--------------------------

施策目標	障がい福祉サービス等を利用して、自分らしく地域で生活できる。
施策概要	<p>○ 訪問系・日中活動系サービスを中心とした、障がい福祉サービス提供基盤の充実と安定に努めます。</p> <p>〔重点〕</p> <p>◎ 平成31年4月の開所に向けて、生活介護事業等を実施する重症心身障がい者通所施設を甲賀福祉圏域に整備します。</p> <p>◎ 医療的ケアが必要な障がいのある人が適切な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場について、甲賀福祉圏域での設置に向けて進めます。</p>

指標	サービス等利用計画の作成件数（件）			
	期首値（H27）	306	期末目標値（H32）	457

< 施策を構成する主な事業 >

[40] 重症心身障がい者通所施設整備事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 甲賀福祉圏域において生活介護事業等を実施する重症心身障がい者通所施設を整備し、障がい者が地域で安心して暮らすための日中活動の場を確保します（甲賀福祉圏域共同事業）。 	
[41] 訪問系サービス給付事業（同行援護以外）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活のために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）に係る介護給付費を支給します。 	
[42] 日中活動系サービス等給付事業（就労関係以外）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活のために必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。 	
[43] 日中一時支援事業（18歳以上分:地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練を行います。 障がいのある人を日常的に介護している家族等へのレスパイト事業を行います。 日中において介護者がいない障がいのある人等に対して日中活動の場を提供し一時的な見守り等の支援を行います。 	
[44] 日常生活用具給付事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 在宅の障がいのある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付（貸与）します。 	
[45] 重度障がい者移動入浴サービス事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 重度の身体障がい者の在宅生活を支援するため、身体の清潔の保持と心身機能の維持を目的とし、自宅への訪問による清拭または入浴サービスを提供します。 	

[46] 障がい児・者ナイトケア事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 知的障がいのある子ども等に対する24時間対応型支援（緊急時の夜間支援）を行います。 	
[47] 補装具費支給事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の身体機能を代替または補完するための更生用の用具です。支給が必要と判定された場合に補装具費（購入・修理）を支給します。 	
[48] 成年後見制度利用支援事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が十分でない障がいのある人等の財産管理や身上の監護などを行う成年後見制度利用をすすめるとともに、利用にあたり公費の助成が必要なケースに対して、報酬費や手続きに係る経費を助成します。 	
[49] 地域福祉権利擁護事業	社会福祉課(社会福祉協議会)
<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が十分でない障がいのある人等に対して、自立した地域生活が安心して送れるよう福祉サービス等の利用支援を行います。 	

施策9	経済的負担の軽減
------------	-----------------

施策目標	障がいがあることに起因する経済的負担が、過重にならない。
施策概要	○ 各種手当や年金、助成等について、障害者手帳交付時に窓口での案内や積極的な情報提供に努め、その適切な利用を促進します。

指標	特別障害者手当等の受給者数（人）				
	期首値（H27）		66	期末目標値（H32）	
			31		
			70		
				33	

※ 上段は特別障害者手当、下段は障害児福祉手当

<施策を構成する主な事業>

[50] 特別障害者手当・障害児福祉手当等支給事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 在宅で常時介護が必要な重度の障がいのある人や子どもに手当を支給します。 	
[51] 児童扶養手当支給事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭などに支給される手当です。父または母が重度の障がいの状態にある場合にも手当を支給します。 	
[52] 特別児童扶養手当支給事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 20歳未満で、身体または精神に中度以上の障がいのある人の保護者（養育者）に対して手当を支給します。 	
[53] 特別支援教育就学奨励事業	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育関係経費を一部援助し、保護者の経済的負担を軽減します。 	
[54] 保育園保育料減額制度	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 保育園に通園する児童の世帯において、障害者手帳を有する家族と同居する場合、収入に応じて保育料を減額します。 	
[55] 精神障がい者生活支援推進事業補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 精神障がいのある人が公共交通機関を利用して障がい者支援施設等に通所する場合に、交通費の一部補助を行います。 	

施策 10	住まいの確保
--------------	---------------

施策 目標	暮らしやすい住まいがあり、地域に安心して住み続けられる。
施策 概要	<p>○ 障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう住まいの確保を促進するとともに、施設入所者や長期入院者の地域生活移行を促進します。</p> <p>〔重点〕</p> <p>◎ 緊急時の対応等必要な機能を備えた地域生活支援拠点について、甲賀福祉圏域での整備を進めます。</p>

指標	グループホームの利用者数(人) (年間)		
	期首値 (H27)	42	期末目標値 (H32)

< 施策を構成する主な事業 >

[56] 居住系サービス給付事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住系サービス（施設入所支援、グループホーム）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。 ・ 自立生活援助（平成 30 年度新設）：施設入所やグループホームを利用していた人でひとり暮らしを希望する人に対し、居宅への定期的な訪問や対応により円滑な地域生活に向けた支援を行います。 	
[57] グループホーム整備促進事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の場として計画的なグループホームの整備を促進するための補助を行います。 	
[58] 重度身体障がい者住宅改造補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度身体障がいのある人の日常生活の向上を図るための住宅改造経費を補助します。 	
[59] 身体障がい者福祉ホーム運営補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅での生活が困難な身体障がい者が生活する福祉ホームに対して、運営費を補助します。 	
[60] 居住サポート事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所や入院から地域生活へ移行する人の住居等の確保と入居調整・世話人確保・支援者の確保と育成等を行い、地域生活移行への支援を行います（甲賀福祉圏域共同事業）。 	
[61] 精神障がい者グループホーム地域支援員派遣事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の精神障がいのある人の地域生活を支えるため、グループホームに支援員を派遣し、定期訪問や緊急時における支援を行います（甲賀福祉圏域共同事業）。 	

施策 11	保健・医療の確保
--------------	-----------------

施策 目標	けがや病気のために、身近な病院等を利用できる安心がある。
施策 概要	○ 市民の健康づくりの促進を図るとともに、保健・医療・福祉等の確保と障がいのある人の受診環境の向上のため、関係機関の連携強化に努めます。

指標	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の受給者数（人）			
	期首値（H27）	162	期末目標値（H32）	170
		21		25
		588		713

※ 上段は更生医療、中段は育成医療、下段は精神通院医療

< 施策を構成する主な事業 >

[62] 自立支援医療給付事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人の医療費負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付します。 	
[63] 重度障がい者地域包括支援事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療行為を常時必要とする重度障がいのある人が、生活介護事業所で看護師による医療行為を受けることができるよう助成します。 	
[64] 福祉医療費助成事業	保険年金課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の心身障がい児・者に対して、健康保険の自己負担分から福祉医療費の自己負担金を控除した額を助成します。 ・ 精神障がいのある人に対して、自立支援医療(精神通院医療に限る)の自己負担金を助成します。 	

施策 12	人権文化の醸成と権利の擁護
--------------	----------------------

施策 目標	障がいのある人が、差別がないと感じる地域社会となっている。
施策 概要	○ 障がいを理由とする差別の解消を通じて、基本的人権の尊重の理念の浸透と権利の擁護に努め、湖南省におけるさらなる人権文化の醸成を図ります。

指標	障がい者虐待認定件数（件）			
	期首値（H27）	2	期末目標値（H32）	0

<施策を構成する主な事業>

[65] 障がい者の人権を守るための連携協議会	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法および障害者差別解消法に基づき設置する協議会として、障がいのある人の人権を守るための連携事業について協議します。 	
[66] 理解促進研修・啓発事業(地域生活支援事業)	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。 <p style="margin-left: 40px;">主な事業：障がい者虐待防止研修会、成年後見制度・権利擁護に関する講座、発達障がいについて理解を深める研修会、啓発グッズ配布 など</p>	
[67] ヘルプマークの普及・啓発	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人等が周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのマーク（ヘルプマーク）の利用に向けて啓発します。 	
[68] 湖南省人権まちづくり会議（障がいのある人の人権部会）	人権擁護課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発のための部会員の研修や、人権まちづくりに係る講演会を実施します。 	
[69] 出会い・気づき・発見講座、豊かなつながり創造講座	人権擁護課
<ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまな人権課題をテーマとして人権啓発講座を開催する中で、うち1回を障がいのある人の人権をテーマに開催します。 	

施策 13	ふれあい・交流の充実
--------------	-------------------

施策 目標	顔なじみによく出会い、気軽なあいさつ・声かけがある。
施策 概要	○ 障がいのある人ない人の自然な交流を促進するため、障がいのある人が参加しやすい環境づくり等について、地域への働きかけを行います。

指標	湖南省ボランティアセンター登録の障がい者支援ボランティアグループの活動件数（件）			
	期首値（H27）	520	期末目標値（H32）	520

< 施策を構成する主な事業 >

[70] 社会福祉協議会事業補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の自主的な助けあい活動を支援する小地域福祉活動助成事業や、ボランティア活動の促進、学習、情報提供、相互交流等の支援を行うボランティアセンター事業など、社会福祉協議会の活動に補助を行います。 	
[71] 障がい児・者団体補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児・者団体が自主的に行うふれあい・交流・研修活動等に対して補助を行います。 	
[72] ふれあい・支えあいの地域づくり	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の地域福祉活動への参画と支えあいのまちづくりをめざし、まちづくり協議会を包括的な地域支えあいの場として位置づけ、まちづくりフォーラムや地域懇談会などをおして、ふれあい・交流の機会の創出を働きかけます。 	

施策 14	コミュニケーション支援の充実
--------------	-----------------------

施策目標	意思疎通のしづらさがあっても、地域での暮らしのなかでコミュニケーションを図ることができる。
施策概要	○ 意思疎通のしづらさがある人の地域生活を支援するため、障がい特性を踏まえたコミュニケーション支援を充実させます。

指標	手話奉仕員養成講座（レベルアップ編）修了者数(人)		
	期首値（H27）	14	期末目標値（H32）

＜施策を構成する主な事業＞

[73] コミュニケーション支援事業(地域生活支援事業)	社会福祉課、図書館
<p>（社会福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣：聴覚、言語機能、音声機能障がいのある人の、意思疎通の円滑化のため、手話通訳者等を派遣します。 ・ 手話通訳者設置：聴覚および言語等の障がいのある人の、社会生活での自立と参加に必要なコミュニケーションを支援するため、市役所内に専任手話通訳者を設置します。 ・ 手話奉仕員養成講座：聴覚障がいのある人への理解と、手話ができる市民・手話通訳者を増やすことを目的に手話講座を開催します。 <p>（図書館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がい者用朗読・点訳奉仕：ボランティアサークルが朗読・録音した市広報紙、議会だより等を、盲人用郵便により市内の視覚障がいのある人等（希望者）に送付しています。また、その他点訳資料（図書館カレンダー等）を作成し、館内に掲示します。 	
[74] わかりやすい情報提供事業	秘書広報課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人が利用しやすい市ホームページを目指し、ウェブアクセシビリティを考慮したホームページの作成を行います。 ・ すべての人にとってわかりやすい広報紙を提供するため、「広報こなん やさいしい日本語版」を作成します。 	

施策 15	移動の確保
--------------	--------------

施策目標	同行援護ヘルパーやガイドヘルパーを利用するなど、自分が望むところに行くことができる。
施策概要	○ 移動のしづらさがある人が、自由に外出できるよう、同行援護や移動支援等を提供します。また、移動にかかる経費負担を軽減します。

指標	障がい者自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成券交付者数（人）			
	期首値（H27）	110	期末目標値（H32）	129
		106		148

※ 上段は自動車燃料費、下段は福祉タクシー運賃

＜施策を構成する主な事業＞

[75] 訪問系サービス給付事業（同行援護）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 移動が困難な視覚障がいのある人に対して同行援護ヘルパーを派遣します。 	
[76] 移動支援事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 移動が困難な、重度障がいのある人および視覚障がいのある人への移動を支援します。 	
[77] 障がい者自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の積極的な社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的に、移動に伴う自動車燃料費またはタクシー運賃を助成します。 	
[78] 自動車改造費助成事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 重度身体障がいのある人が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。 	
[79] 自動車操作訓練費助成事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 身体障がいのある人の社会参加のための自動車運転免許取得費用の一部を助成します。 	
[80] 福祉有償運送運営協議会	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法に基づき設置する協議会として、福祉有償輸送の必要性および適正な運営の確保のために必要な事項について協議します。 	
[81] ユニバーサルデザイン※のまちづくり	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南市条例」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、さまざまな公共的な場所がだれもが利用しやすいものとなるよう、公共施設などのユニバーサルデザイン化を進めます。 	

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン(計画・実施)していこうとする考え方。

施策 16	災害への備え
--------------	---------------

施策 目標	災害時の要配慮者とその支援についての住民認知が広がっている。
施策 概要	○ 日頃からの防災意識の向上を図るとともに、災害時の要配慮者支援に係る備えを充実させます。

指標	避難行動要支援者名簿登録率（％）		
	期首値（H27）	54.2	期末目標値（H32）

<施策を構成する主な事業>

[82] 避難行動要支援者対策事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者個別計画を作成し、障がいのある人や事業所（福祉避難所等）を含めた住民が参加する避難訓練を実施します。 	
[83] メール配信サービス事業	秘書広報課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時をはじめ市民生活に影響を及ぼす緊急性のある情報をメール配信システムにより登録者に情報発信します。 	

第5章：湖南省障がい福祉計画・障がい児福祉計画

この章では、「湖南省障がい福祉計画（第5期）」「湖南省障がい児福祉計画（第1期）」を一体的な計画として掲載しています。第4章が障がい福祉分野のまちづくり全般に係る体系的な施策を示すものであるのに対して、第5章では、障がいのある人・子どもの日常生活と社会参加に必要な福祉サービス等について、それぞれの必要量の見込みとその確保方策について示しています。

計画の期間

みんなでとりくむ つばさプラン		年度											
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
湖南省障がい者の支援に関する基本計画	湖南省障がい者計画	第1次						第2次 (改定版)					
	湖南省障がい福祉計画	第2期			第3期			第4期			第5期		
	湖南省障がい児福祉計画												第1期

1. 福祉サービス等の概要

サービス等の体系は、法律等に基づいて、大きくは以下の通りとなっています。

① 障害者総合支援法のサービス等

一人ひとりの障がい程度や勘案すべき状況、サービス等利用計画案を踏まえて、個別に支給決定がなされる「自立支援給付（介護給付、訓練等給付および相談支援等）」と地域の实情に応じて市町村の創意工夫により実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

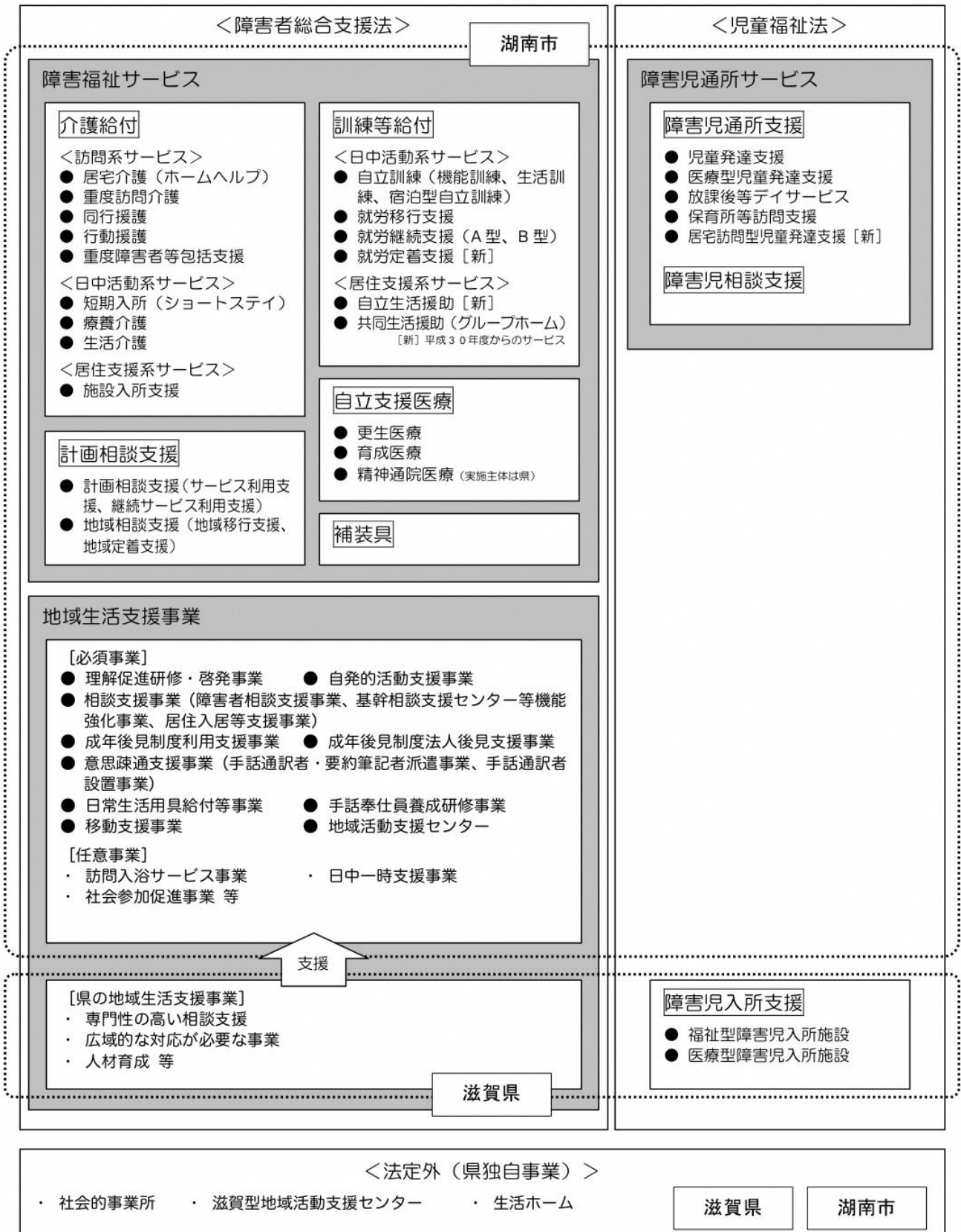
② 児童福祉法のサービス等

障がいのある子どもを対象とした施設・事業等のサービスとして、「障害児通所支援」「障害児相談支援」「障害児入所支援」があります。

③ 法定外のサービス等

法定外のサービス等には、滋賀県独自の事業として社会的事業所や滋賀型地域活動支援センター、生活ホームといったサービスがあるほか、市独自のサービスがあります。

■ 福祉サービス等の体系



＜法定外（県独自事業）＞

- ・ 社会的事業所
- ・ 滋賀型地域活動支援センター
- ・ 生活ホーム

滋賀県

湖南省

■ 「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の対応関係

※ 障がい福祉計画の、サービス等に係る事業について、障がい者計画の施策体系との関係を示します。

〔第4章〕		〔第5章〕
第2次湖南省障がい者計画（後期計画）		湖南省障がい福祉計画（第5期） 湖南省障がい児福祉計画（第1期）
目標	施策	対応するサービス等※
一人ひとりの 発達・成長を 応援する	1 発達支援システムの充実	
	2 支援が必要な子どもの早期発見・対応	児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、 居宅訪問型児童発達支援
	3 教育・保育の充実	
	4 放課後等児童対策の充実	日中一時支援事業、放課後等デイサービス
「輝きたい」 「働きたい」 意欲に応える	5 社会参画の促進	理解促進研修・啓発事業、地域活動支援センター事業
	6 就労の促進	就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援、就労定着支援
毎日の生活を 支える	7 相談と情報提供の充実	計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、 障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、 成年後見制度法人後見支援事業、障害児相談支援
	8 自立支援給付等による日常生活の支援	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、療養介護、 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、短期入所、成年後見制度 利用支援事業、日常生活用具給付等事業、訪問入浴サービス 事業、日中一時支援事業
	9 経済的負担の軽減	
	10 住まいの確保	自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所 支援、住宅入居等支援事業（居住サポート）
	11 保健・医療の確保	医療的ケア児に対するコーディネーターの配置
共生する地域 をつくる	12 人権文化の醸成と権利の擁護	
	13 ふれあい・交流の充実	自発的活動支援事業
	14 コミュニケーション支援の充実	意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業
	15 移動の確保	移動支援事業、同行援護
	16 災害への備え	

※ 対応するサービス等：第5章（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）で定めている事業を掲載しています。

2. 成果目標

国の基本指針を踏まえて、以下の5つの重点項目について成果目標を掲げ、それらの着実な推進を図ります。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援体制の強化
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行
- ・ 平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点施設入所者数から 2%以上削減

市の成果目標

項目	数値
平成 28 年度末時点の入所者数	31 人
平成 32 年度末時点の入所者数	35 人
【目標値】 地域生活移行者数	0 人 0 %

<考え方>

- ・ 地域生活の支援体制が十分に整っているとは言いきれない現状のサービスの枠組みの中で、現在の施設入所者について地域生活移行を行うことは、かえって QOL^{*}の低下につながるが見込まれます。
- ・ また、「児童福祉施設の入所者のうち、18歳に達した時に、本人の障がい特性や家庭基盤のせい弱さから、引き続きの入所が必要な人」「家族等の介護者の高齢化のため、在宅での生活が難しくなって施設入所を希望される人」などにあっては、甲賀福祉圏域内に入所施設やグループホームがあっても、それらを利用できないことから、市外や県外の施設への入所を希望されている現状があります。
- ・ 施設入所者の地域生活移行者数の削減についての成果目標を設定することは困難な状況のため、0人としています。

※QOL：「Quality Of Life」の略で“生活の質”の意味

【参考：第4期計画の成果目標と実績・見込み】

	平成 28 年度末 【実績値】	平成 29 年度 【目標値】	平成 29 年度 【見込値】
平成 26 年度以降の地域移行者数	1 人	見込なし	0 人
移行割合	3.2%	0%	0%
施設入所者数	31 人	35 人	34 人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針に定める目標値】

- ・平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
- ・平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置（市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置も可）
- ・平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数
- ・平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数
- ・入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上
- ・入院後 6 か月時点の退院率については 84%以上
- ・入院後 1 年時点の退院率については 90%以上

市の成果目標

項目	内容
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	平成 3 2 年度末までに 1 か所 (甲賀福祉圏域共同事業)

<考え方>

- ・精神障がいのある人に対するきめ細かな支援を行っていく上で、入院中から、外泊や宿泊を通じて生活体験や日中活動が行える場の確保や、そうした支援に必要な人材の確保の重要性が高まっています。また、退院後の住居確保と保証人の問題は、退院の大きな阻害要因となっています。
- ・長期入院に至っている人が、自ら望む生活を選びとっていけるよう、退院後の地域生活移行および地域定着の促進に関する協議の場の設置について、甲賀地域障害児・者サービス調整会議で進めます。

(3) 地域生活支援体制の強化

【国の基本指針に定める目標値】

- ・平成32年度末までに、地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備

市の成果目標

項目	内容
地域生活支援拠点等の設置	平成32年度末までに 1か所 (甲賀福祉圏域共同事業)

<考え方>

- ・「地域生活支援拠点」が担う機能は、次のとおりです。
 - ① 緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う相談の機能
 - ② 一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会の場の提供
 - ③ 短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ態勢の確保
 - ④ 医療的ケアが必要な人や行動障がいのある人、高齢化に伴い重度化した障がいのある人等に対して専門的な対応のできる人材の確保・養成
 - ⑤ 地域のさまざまなニーズに対応できるコーディネーターの配置や地域の社会資源の連携体制の構築など地域の体制づくり
- ・これら機能を集約して整備することから、原則、グループホームまたは障害者支援施設に付加する「多機能拠点整備型」、あるいは、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」とすることとされています。
- ・甲賀福祉圏域では、第5期計画においては、既存の社会的資源の活用を視野に入れて、どの機能を充実・強化させて、どのような体制を構築するか、地域として具体的に進めるための検討を、甲賀地域障害児・者サービス調整会議で行い、平成32年度末までの整備を成果目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 平成 32 年度中の一般就労への移行者数は、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上
- ・ 就労移行支援事業所の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加
- ・ 事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上
- ・ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上

市の成果目標

項目	数値
平成 28 年度の一般就労移行者数	2 人
【目標値】平成 32 年度の一般就労移行者数	3 人
平成 28 年度の就労移行支援事業所の利用者数	17 人
【目標値】平成 32 年度の就労移行支援事業所の利用者数	15 人
【目標値】就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	50 %
【目標値】平成 31 年度の就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	80 %
【目標値】平成 32 年度の就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	80 %

<考え方>

- ・ 福祉施設から一般就労への移行者については、第 4 期障がい福祉計画の目標値を下回り、直近 2 年間は、移行者数が毎年 2 名となっています。
- ・ 一般就労する前に利用していた福祉施設の内訳を見ると、就労移行支援事業所と就労継続支援 A 型・B 型等が同数程度となっています。
- ・ 平成 29 度の一般就労移行者の実績見込みについては平成 29 年 10 月末現在で 3 人と、平成 29 年度目標値の 10 人の達成は難しい状況です。

【参考：第 4 期計画の成果目標と実績・見込み】

	平成 28 年度末 【実績値】	平成 29 年度 【目標値】	平成 29 年度 【見込値】
一般就労移行者数	2 人	10 人	3 人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針に定める目標値】

- ・平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置（圏域での設置も可）
- ・平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保（圏域での確保も可）
- ・平成30年度末までに各都道府県、各圏域および各市町村において、医療的ケア児支援のために保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置（圏域での設置も可）

市の成果目標

項目	内容
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	平成31年度末までに1か所 (甲賀福祉圏域共同事業)
医療的ケア児支援協議の場	平成32年度末までに設置 (甲賀福祉圏域共同事業)

<考え方>

- ・「児童発達支援センター」については、市内に1か所、湖南市通所支援センターとして設置しています。
- ・「保育所等訪問支援事業」については、市内に1か所、湖南市通所支援センターで行っています。
- ・「主に重症心身障がい児の発達支援を行っている児童発達支援事業所」については、市内の湖南市通所支援センターでも対応可能ですが、平成29年度の利用実績はなく、市外の事業所を利用されていた人が数名います。
- ・「主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所」については、甲賀福祉圏域で整備を進めている重症心身障がい者通所施設と合わせて整備を進めていきます。
- ・人工呼吸器の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がいのある子どもに対しては、在宅生活を継続していこうとする場合、保健、医療、障がい福祉だけでなく、保育、教育等の支援も重要であることから、甲賀地域障害児・者サービス調整会議の部会等で検討を行うなど、国の指針に則して、甲賀福祉圏域で協議の場の設置を検討していきます。

3. 福祉サービス等の見込み量と確保方策

成果目標の達成のため、基本指針に示された活動指標を踏まえて、以下の各障がい福祉サービス等の当期見込み量とその確保の方策を示します。

I. 障害者総合支援法によるサービス

- (1) 自立支援給付
 - ア. 訪問系サービス
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
 - イ. 日中活動系サービス
(1) 生活介護 (2) 療養介護 (3) 就労継続支援A型 (4) 就労継続支援B型
(5) 就労移行支援 (6) 就労定着支援 (7) 自立訓練(機能訓練) (8) 自立訓練(生活訓練)
(9) 短期入所
 - ウ. 居住支援系サービス
(1) 自立生活援助 (2) 共同生活援助(グループホーム) (3) 施設入所支援
 - エ. 相談支援サービス
(1) 計画相談支援 (2) 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
- (2) 地域生活支援事業(必須事業)
 - (1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業
 - (2) 障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
 - (3) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業
 - (4) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業
 - (5) 日常生活用具給付等事業
 - (6) 移動支援事業
 - (7) 地域活動支援センター事業
- (3) 地域生活支援事業(任意事業)
 - (1) 訪問入浴サービス事業 (2) 日中一時支援事業

II. 児童福祉法によるサービス

- (1) 児童発達支援 (2) 医療型児童発達支援 (3) 放課後等デイサービス (4) 保育所等訪問支援
- (5) 居宅訪問型児童発達支援 (6) 障がい児相談支援
- (7) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

なお、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、生活介護などのサービスについては、国が平成30年度からの創設を予定している「共生型サービス」への対応を踏まえ、必要に応じて調整を図ります。

1. 障害者総合支援法によるサービス

ア. 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	所管課	社会福祉課
-----------------------	-----	-------

事業概要	居宅介護 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護 重度の肢体不自由の人または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護 知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動の支援を行います。
	同行援護 視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時同行し、移動に必要な情報の提供や外出する際の必要な援助を行います。

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス全体	時間数/月(時間)	計画値	1,515	1,586	1,659	1,654	1,753	1,858
		実績値	1,304	1,390	1,560			
		達成率	86%	88%	94%			
	利用者数(人)	計画値	181	191	201	153	154	155
		実績値	158	159	143			

【現況と課題】

- 市内の居宅介護事業所は8か所、重度訪問介護事業所は6か所、行動援護事業所は2か所、同行援護事業所は3か所です。
- 平均利用時間数は、毎年少しずつ増加しています。サービスの内訳では、居宅介護が微増、重度訪問介護が大きく増えています。行動援護と同行援護は毎年大きな変化はない状況です。
- 利用者数は各サービスともに、大きな増減はありません。
- 各サービスともに土曜日、日曜日、祝日の利用や緊急での利用が難しい状態で、利用者の希望通りサービスが受けられる体制が整っていません。

【見込量確保の方策】

- 市内事業所での有資格者を増やすため、事業所に対しヘルパー養成研修に関する情報提供に努めます。
- 事業者の参入を促進します。

イ. 日中活動系サービス

(1) 生活介護	所管課	社会福祉課
----------	-----	-------

事業内容	介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または、生産活動の機会を提供します。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日数/月(日)	計画値	1,947	2,043	2,140	1,970	2,049	2,131
	実績値	1,728	1,863	1,894			
	達成率	89%	91%	89%			
利用者数(人)	計画値	101	106	111	115	118	121
	実績値	99	100	99			

【現況と課題】

- 生活介護は重度障がいのある人にとって日中活動の場としてニーズが高いサービスです。特別支援学校卒業生等の進路希望も多く、以前からサービス提供事業所が不足し、甲賀福祉圏内のサービス提供事業所では定員を超過した受け入れとなっています。
- 特別支援学校卒業後の進路先の確保が喫緊の課題です。強度行動障がいのある人や重症心身障がいのある人に対応できる施設の整備や適切な人員の配置が望まれている一方、職員の確保が困難なため、定員の増員等の事業拡大が進まないという事業所の声もあります。

【見込量確保の方策】

- 生活介護事業等を実施する重症心身障がい者通所施設を甲賀福祉圏域に整備予定であり、平成31年度4月の開所をめざしています。
- 強度行動障がいのある人が安心して通所できるよう、事業所の安定的な運営を支援する方策について検討します。
- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議の関係機関で課題を共有し、定員の増員や新たな方策について協議を進めます。

(2) 療養介護	所管課	社会福祉課
----------	-----	-------

事業内容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	計画値	10	10	10	10	10	10
	実績値	10	10	10			

【現況と課題】

- 療養介護は、病院等の施設で、医療的ケアに加え常時介護を要する重症心身障がいのある人等が利用しているサービスです。県内でも利用希望者が多いことから、待機者がいる状況です。入所については県により入所調整会議が行われています。

【見込量確保の方策】

- 療養介護利用希望の待機者は県内で発生している状況で、定期的に待機者の状況を把握することで、サービス提供事業所で空きが出たときにスムーズにサービス調整ができるよう、情報収集、情報提供等に努めます。

(3) 就労継続支援A型	所管課	社会福祉課
--------------	-----	-------

事業内容	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んだ上で働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日数/月(日)	計画値	300	315	330	486	510	535
	実績値	411	484	463			
	達成率	137%	154%	140%			
利用者数(人)	計画値	20	21	22	29	30	31
	実績値	28	31	27			

【現況と課題】

- 市内のサービス提供事業所は1か所です。雇用契約を結び、最低賃金を保障する就労継続支援A型のサービス利用のニーズは年々高くなっており、近隣市の事業所などへ通所する利用者が増加しています。
- こうした就労ニーズを一般就労へつなげていけるような支援体制の構築が望まれます。

【見込量確保の方策】

- 障がいのある人の働きたいという思いに添って、必要なサービスを利用できるよう、市外のサービス提供事業所を含め情報提供に努めます。
- また、施設等からの物品や役務の調達の推進も継続して実施します。今後も甲賀地域障害児・者サービス調整会議の関係機関で課題を共有し、今後の方策について協議を進めます。

(4) 就労継続支援B型	所管課	社会福祉課
--------------	-----	-------

事業内容	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日数/月(日)	計画値	1,462	1,540	1,618	1,850	1,942	2,000
	実績値	1,526	1,607	1,766			
	達成率	104%	104%	109%			
利用者数(人)	計画値	94	99	104	111	118	121
	実績値	102	106	109			

【現況と課題】

- 就労継続支援B型は、就労の場としてニーズが高く、特別支援学校卒業者や自立した就労継続が難しくなった人の利用希望は年々増加しています。
- 今後も新卒者の進路保障や、就労を希望する人のための供給量の増加が望まれます。

【見込量確保の方策】

- 障がいのある人の働きたいという思いに添って、必要なサービスを利用できるよう情報提供に努めます。
- また、施設等からの物品や役務の調達の推進も継続して実施します。今後も甲賀地域障害児・者サービス調整会議の関係機関で課題を共有し、今後の方策について協議を進めます。

(5) 就労移行支援	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日数/月(日)	計画値	231	289	347	110	115	120
	実績値	123	114	60			
	達成率	53%	39%	17%			
利用者数(人)	計画値	20	25	31	14	15	15
	実績値	14	17	9			

【現況と課題】

- 市内の就労移行支援事業所は1か所です。就労移行支援は原則2年間と定められていることから、利用者は期間終了後、一般就労や就労継続支援等に移行します。
- 特別支援学校卒業生等が、就労系サービスの進路をめざすには就労移行支援事業所によるアセスメントを実施することとされています。甲賀福祉圏域の就労移行支援事業所数が減少したことにより、利用者数も減少しています。

【見込量確保の方策】

- 一般就労を希望する人が、必要なサービスを利用できるよう、市外のサービス提供事業所を含め情報提供に努めます。
- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議の関係機関で課題を共有し、協議を進めます。

(6) 就労定着支援	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人)	計画値	-	-	-	2	2	2
	実績値	-	-	-			

【現況と課題】

- 一般就労に移行する障がいのある人の就労に伴う生活上の支援ニーズは、今後多様化し増大すると考えられます。生活面のさまざまな課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたって行う必要があります。
- 平成30年4月1日から創設される新たなサービスです。

【見込量確保の方策】

- 一般就労の促進と就労の継続を図るため、サービス提供事業所との連携を強化し、サービスの利用促進を図ります。

(7) 自立訓練（機能訓練）	所管課	社会福祉課
----------------	-----	-------

事業内容	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日数/月(日)	計画値	18	18	18	27	27	27
	実績値	21	21	39			
	達成率	117%	117%	217%			
利用者数(人)	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	2	1	2			

【現況と課題】

- 地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人に対して行う訓練や、生活等に関する相談および助言などを行います。
- サービスの利用期間が原則1年半と設定されているサービスで、市内にはサービス提供事業所はありません。利用者は市外事業所を利用しており、ここ数年は利用者が1~2人で推移しています。

【見込量確保の方策】

- 自立した日常生活を営む上で、訓練を必要とする障がいのある人が、必要なサービスを利用できるよう情報提供に努め、サービスの調整を行います。

(8) 自立訓練（生活訓練）	所管課	社会福祉課
----------------	-----	-------

事業内容	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日数/月(日)	計画値	138	156	174	130	130	130
	実績値	116	115	111			
	達成率	84%	74%	64%			
利用者数(人)	計画値	15	17	19	21	21	21
	実績値	25	21	18			

【現況と課題】

- 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人に対して行う訓練や、生活等に関する相談および助言などを行います。
- サービスの利用期間が原則2年間と設定されています。市内では、平成27年に訪問型対応の新規事業所が開所したことで精神障がいのある人の利用を中心にサービス開始当初と比較して利用者数は安定してきています。

【見込量確保の方策】

- 訓練を必要とする障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、サービス事業所について情報提供に努め、サービスの調整を行います。

(9) 短期入所（ショートステイ）	所管課	社会福祉課
-------------------	-----	-------

事業内容	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日数/月(人)	計画値	150	165	179	150	167	175
	実績値	117	136	138			
	達成率	78%	82%	77%			
利用者数(人)	計画値	61	67	73	48	49	50
	実績値	44	50	48			

【現況と課題】

- 短期入所利用日数の実績値は、少しずつ増加してきています。
- 介護者の入院やレスパイト※などで緊急に利用するケースや、近年は地域生活へ向けての事前準備のための体験での短期入所のニーズもあり、年間の利用日数は増加しています。
- 希望した際に利用できないこともあり、利用ニーズは大きくなっています。

【見込量確保の方策】

- 医療的ケアが必要な障がいのある人や行動障がいのある人などサービスが必要な人の緊急時の利用が可能な施設を確保するため、事業所および関係機関との連携を図り、サービスの提供体制の整備に努めます。

ウ. 居住支援系サービス

(1) 自立生活援助	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	施設入所やグループホームを利用していた人でひとり暮らしを希望する人に対し、居宅への定期的な訪問や対応により円滑な地域生活に向けた支援を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人)	計画値	-	-	-	1	2	2
	実績値	-	-	-			

【現況と課題】

- グループホーム等での集団生活ではなく、賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障がいのある人の中には、知的障がいや精神障がいにより、理解力や生活力等が十分ではないために、一人暮らしを選択できない人がいます
- 一人暮らしへの移行を希望する人の地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応などを行う必要があります。
- 平成30年4月1日から創設される新たなサービスです。

【見込量確保の方策】

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人が、本人の意思を尊重した地域生活を送れるよう、サービス提供事業所との連携を強化し、サービスの利用促進を図ります。

(2) 共同生活援助（グループホーム）	所管課	社会福祉課
---------------------	-----	-------

事業内容	障がいのある人に対し、共同生活を行う住居で入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	計画値	45	49	53	45	46	47
	実績値	42	39	43			
	達成率	93%	80%	81%			

【現況と課題】

- 地域生活移行の生活の受け皿として、ニーズは年々増大しており、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにもサービス基盤のさらなる確保が必要です。
- その一方で、利用者の経済的な負担の問題や、事業者と利用者のマッチングの問題、グループホームの支援する人員体制の問題等で、サービス利用が進まない一面もあります。また、重度障がいのある人に対応できる施設整備も課題となっています。
- なお、グループホームの整備促進のための市独自の補助制度を実施しています。

【見込量確保の方策】

- 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにもサービス基盤のさらなる確保が必要です。
- 引き続き、甲賀地域障害児・者サービス調整会議等を通して、グループホームの利用希望や利用実態等を把握し、グループホームの整備や定員増について促進すること等によりサービス量の確保を図ります。

(3) 施設入所支援	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	介護が必要な人や通所が困難な人に居住の場を提供し、入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人)	計画値	33	34	35	34	35	35
	実績値	32	31	34			
	達成率	97%	92%	97%			

【現況と課題】

- 施設入所支援は、重度障がいのある人の夜間における日常生活の場としてニーズの高いサービスですが、甲賀福祉圏域内の入所施設では、入所者の受け入れが困難な状況があり、施設入所の必要な人の利用が難しい状況です。
- 地域生活の支援体制が十分に整っているとは言いきれない現状のサービスの枠組みの中で、現在の施設入所者について、地域生活移行を行うことは、却ってQOL※の低下につながるが見込まれます。
- また、「児童福祉施設の入所者のうち、18歳に達した時に、本人の障がい特性や家庭基盤のせい弱さから、引き続きの入所が必要な人」「家族等の介護者の高齢化のため、在宅での生活が難しくなって施設入所を希望される人」などにあっては、圏域内に入所施設やグループホームがあっても、それらを利用できないことから、市外や県外の施設への入所を希望されている現状があります。

【見込量確保の方策】

- 定期的に待機者の状況を把握することで、サービス提供事業所で空きが出たときにスムーズにサービス調整ができるよう、情報収集、情報提供等に努めます。
- また、甲賀地域障害児・者サービス調整会議等の関係機関で課題を共有し、地域移行へ向けたサービス供給の課題や方策について協議を進めます。

エ. 相談支援サービス

(1) 計画相談支援	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス利用計画の作成を行います。
	継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数/年(人)	計画値	344	365	386	399	428	457
	実績値	306	332	370			
	達成率	89%	91%	96%			

【現況と課題】

- サービス等利用計画を作成することで障がい福祉サービス等の支給決定の際にサービス利用方法の実態が把握でき、より適切で効果的な支援を提供できるようになっています。
- サービスを利用する人が増加しているため、新たな相談支援事業所の参入、人材の確保が求められています。
- 甲賀福祉圏域での新規事業所の開設はありますが、委託の一般相談を併設している事業所が計画相談事業を担っている件数が依然として多く、影響を及ぼしています。
- 特定相談支援事業単独事業所の開設が望まれ、ケース移管を進めていく必要があります。
- 新規事業所への支援や、移管についての支援を基幹相談支援センターが行っています。

【見込量確保の方策】

- 市内法人を中心に、相談支援事業所の新規開設や計画相談支援従事者の増員について引き続き要請し、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。
- 市内の相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員養成研修を実施する滋賀県に対し、研修の定員および実施回数の増加について要望していきます。
- 相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援として、基幹相談支援センターが中心となり助言や相談に対応するなど、地域の相談支援体制の充実を図ります。

(2) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	所管課	社会福祉課
---------------------------	-----	-------

事業内容	<u>地域移行支援</u> 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	<u>地域定着支援</u> 居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域移行支援	利用者数(人)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	0			
		達成率	0%	100%	0%			
地域定着支援	利用者数(人)	計画値	3	3	3	1	1	1
		実績値	0	1	2			
		達成率	0%	33.3%	33.3%			

【現況と課題】

- これまでの利用者は数人にとどまっています。
- 施設入所者や長期入院をしている人の地域生活への移行のニーズに対して、地域の体制が十分に整っていない現状が見込を下回った要因の一つと考えられます。

【見込量確保の方策】

- 施設入所者に対しては、計画相談支援等を通して地域移行希望を把握し、本人の意思を尊重した地域生活を送れるよう、サービス提供事業所との連携を強化し、サービスの利用促進を図ります。
- 入院している人に対しては、病院や地域移行支援事業所、地域定着支援事業所等との連携により、地域移行・地域定着を希望する人が支援を受けられるようにします。
- 相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業所への支援として、甲賀地域障害児・者サービス調整会議や基幹相談支援センターを通じて地域の相談体制の充実に努めます。

(2) 地域生活支援事業（必須事業）

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	所管課	社会福祉課
---------------------------	-----	-------

事業内容	障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。 障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修 ・啓発事業	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
自発的活動支援事業	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			

【現況と課題】

- 理解促進研修・啓発事業としてアール・ブリュット等作品を身近な場所で展示することで、多くの人が、作品を通じて障がいのある人への理解を深め、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現をめざす取り組みをしています。
- 自発的活動支援事業では、障がい者団体や家族会による自発的な取り組みを支援するための補助を実施しています。

【見込量確保の方策】

- 引き続き、市民への障がい理解に向けての啓発活動や支援を行います。また、団体が自発的に行う活動を支援します。
- 市の広報紙やホームページに記事を掲載するなどし、障がい理解の啓発を行います。

(2) 障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	所管課	社会福祉課
--	-----	-------

事業内容	<p>相談支援事業 障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。</p> <p>基幹相談支援センター等機能強化事業 地域での相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。</p> <p>住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 一般住宅への入居に困難を抱えている障がいのある人に対して、入居に必要なサポート、24時間の相談体制および関係機関との連絡調整などの支援を実施します。</p>
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者 相談支援 事業	実施か所数 （甲賀福祉 圏域におけ る設置数）	計画値	4	4	4	4	4	4
		実績値	4	4	4			
地域 自立支援 協議会	実施か所数 （甲賀福祉 圏域におけ る設置数）	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
基幹相談支 援センター 等機能強化 事業	実施か所数 （甲賀福祉 圏域におけ る設置数）	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
住宅入居等 支援事業（居 住サポート 事業）	実施か所数 （甲賀福祉 圏域におけ る設置数）	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			

【現況と課題】

- 障がい者相談支援事業は、甲賀福祉圏域の事業として市内2か所、市外（圏域内）2か所の法人へ委託して実施しています。
- 相談支援事業所が計画相談支援事業も併設し兼務している結果、計画相談支援事業に圧迫されている現状です。圏域全体の計画相談件数が増加しているため、相談支援事業へ大きな影響を及ぼしています。指定特定相談支援事業所の参入を促し、ケース移管を進めていく必要があります。
- 年々、個別の相談のニーズが複雑多岐にわたり、幅広い生活支援の充実が必要となってきています。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、平成27年度から圏域の事業として、1か所の法人に委託して実施しています。新規相談支援事業所の支援や相談支援専門員のバックアップ支援等、地域の相談支援体制の整備・充実に関する事、甲賀地域障害児・者サービス調整会議の事務局の機能等を担っています。
- 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、圏域の事業として1か所の法人に委託して実施しています。居住確保の支援が事業の目的ですが、住居確保の支援を開始するまでの家族間の調整や住居確保後も生活に関連する支援が継続して必要になるケースが多くあります。

【見込量確保の方策】

- 計画相談支援事業も併設し兼務している事業所の状況の改善のため、指定特定相談支援事業所の参入の促進や、相談支援専門員の増員によって、指定特定相談支援事業所へケース移管を進めていきます。
- 相談内容の多様化に対応するため、基幹相談支援センターが中心となって、新規相談支援事業所の支援や相談支援専門員のバックアップ支援など相談支援事業所への助言等を行うことで、地域の相談支援体制の充実を図ります。

(3) 成年後見制度利用支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業	所管課	社会福祉課
--------------------------------------	-----	-------

事業内容	<p>成年後見制度利用支援事業 判断能力が十分でない障がいのある人等の財産管理や身上の監護などを行う成年後見制度利用を進めるとともに、利用にあたり公費の助成が必要なケースに対して、報酬費や手続きに係る経費を助成します。</p> <p>成年後見制度法人後見支援事業 判断能力が十分でない障がい者や高齢者を保護し支援する成年後見制度利用についての相談や普及・啓発・研修事業等を行います。</p>
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	-	-	-	2	2	2
		実績値	0	2	3			
成年後見制度法人後見支援事業	実施か所数 (甲賀福祉圏域における設置数)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			

【現況と課題】

- 甲賀福祉圏域の事業として1か所の法人に委託して実施しています。
- 障がいの重度化や家族の高齢化などにより成年後見制度の関心が高まっています。
- 成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見人等の意思決定の支援が適切に行われることが求められています。これに伴い、成年後見制度の利用が増えることが考えられます。

【見込量確保の方策】

- 事業の啓発を広く行うことで、必要とする人が利用できる環境を整備します。
- 市の広報紙やホームページに成年後見制度事業の啓発記事を掲載するなどし、制度の理解の啓発を行います。

(4) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業	所管課	社会福祉課
--------------------------	-----	-------

事業内容	意思疎通支援事業 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う人の派遣などを行います。
	手話奉仕員養成研修事業 手話で意思疎通支援を行う人を養成します。

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数(人)	計画値	35	35	35	45	45	45
		実績値	43	43	45			
		達成率	122%	122%	128			
手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2			
		達成率	100%	100%	100%			
手話奉仕員養成講座事業	修了見込者数(登録見込者数)(人)	計画値	20	-	20	-	20	-
		実績値	8	-	20			
		達成率	40%	-	100%			

【現況と課題】

- 市の窓口にて、専任手話通訳者を2名配置しています。
- 市に登録している手話通訳者が少ないため、手話通訳者の確保が課題となっています。
- 手話奉仕員養成講座では「入門・ステップアップ」、「基礎・レベルアップ」の講座を1年おきで開催し、手話通訳者の養成を図っています。レベルアップ講座後の滋賀県手話通訳者養成講座を経て、手話通訳者全国統一試験の合格までには至っていないのが現状です。

【見込量確保の方策】

- 手話の習得の程度に応じた研修を継続的に実施し、手話奉仕員・手話通訳者をめざす人を養成します。

(5) 日常生活用具給付等事業	所管課	社会福祉課
-----------------	-----	-------

事業内容	在宅の重度障がいのある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具の給付（貸与）を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	給付件数(件)	計画値	5	5	5	5	5	5
		実績値	5	3	3			
自立生活支援用具	給付件数(件)	計画値	13	13	13	10	10	10
		実績値	11	9	7			
在宅療養等支援用具	給付件数(件)	計画値	14	14	14	14	14	14
		実績値	15	7	14			
情報・意思疎通支援用具	給付件数(件)	計画値	11	11	11	45	45	45
		実績値	52	42	45			
排泄管理支援用具	給付件数(件)	計画値	1,150	1,150	1,150	1,500	1,530	1,550
		実績値	1,386	1,456	1,492			
居住生活動作補助用具	給付件数(件)	計画値	2	2	2	4	4	4
		実績値	3	2	5			

【現況と課題】

- 日常生活用具の給付対象者は65歳以上の人が半数以上を占めていることから、今後、利用者の高齢化に伴って、より一層の給付件数の増加が見込まれます。
- 情報意思疎通支援用具の給付が計画値に対して大幅に上回っています（人工内耳体外装置の充電池の申請が実績値の7割を占めています）
- 排泄管理支援用具についても年々増加傾向にあります。

【見込量確保の方策】

- 日常生活用具を適切に給付できるよう、引き続き制度の周知を行うことで、利用促進を図ります。

(6) 移動支援事業	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
------	--------------------------------------

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
全体	延べ 利用時間	計画値	412	429	446	440	445	450
		実績値	494	509	420			
		達成率	120%	119%	94.2%			
	利用者数	計画値	24	25	26	22	23	24
		実績値	22	19	19			

【現況と課題】

- 市内の移動支援事業所は4か所、甲賀福祉圏域内の移動支援事業所は湖南市・甲賀市で合わせて6か所です。適切な利用を促進する上で、利用のしやすさの改善等が課題となっています。

【見込量確保の方策】

- 利用者のニーズの把握、事業者等の意見聴取を行い、地域の実情に応じた柔軟な運用に努めます。

(6) 地域活動支援センター事業	所管課	社会福祉課
------------------	-----	-------

事業内容	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標			第4期			第5期		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
Ⅰ型	実施か所数 (甲賀福祉圏域)	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2			
		達成率	100%	100%	100%			
Ⅱ型	実施か所数 (甲賀福祉圏域)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
		実績値	100%	100%	100%			
Ⅲ型	実施か所数 (甲賀福祉圏域)	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		達成率	0%	0%	0%			

【現況と課題】

- 地域活動支援センター事業には、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉・地域の社会との連携強化、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための事業を行い、相談支援事業をあわせて実施するⅠ型、就労等が難しい在宅の障がいのある人に機能訓練や社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するⅡ型、地域の障がいのある人の援護の事業を行うⅢ型があります。
- 市内ではⅠ型、Ⅱ型の事業をそれぞれ1か所へ委託実施しています。

【見込量確保の方策】

- 障がいのある人が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むための相談支援や創作的活動・生産活動の場の提供を行うことで、支援体制の強化に努めます。

(3) 地域生活支援事業（任意事業）

(1) 訪問入浴サービス事業	所管課	社会福祉課
----------------	-----	-------

事業内容	地域での障がいのある人の生活を支援するため、訪問入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	計画値	4	4	4	4	4	4
	実績値	4	4	4			
	達成率	100%	100%	100%			

【現況と課題】

- 市外の1か所の事業所に委託し、実施しています。
- 利用者数は変わっていません。

【見込量確保の方策】

- 必要な人にサービスの提供ができるよう制度の周知を図るとともに、委託業者と連携しサービスの質の維持・向上に努めます。

(2) 日中一時支援事業	所管課	社会福祉課
--------------	-----	-------

事業内容	障がいのある人などに日中における活動の場を確保し、障がいのある人などの家族の就労を支援するとともに、一時的な休息を確保します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用日数/年(日)	計画値	5,321	5,775	6,268	3,300	3,300	3,300
	実績値	4,105	3,337	3,180			
	達成率	77%	58%	51%			
実施か所数(甲賀福祉圏域)	計画値	9	9	9	9	9	9
	実績値	9	9	9			

【現況と課題】

- 市内の日中一時支援事業所は5か所です。
- 平成27年度から平成29年度の利用実績(見込)は減少しています。18歳未満の障がいのある子どもの利用について、放課後デイサービスへの移行が進んでいることが要因の一つと考えられます。
- 今後、放課後デイサービスを利用していた人が18歳を迎え、通所施設への通所後、サービスを利用する人の増加が見込まれます。

【見込量確保の方策】

- 利用者のニーズの把握や、事業者等の意見聴取を行い、地域の実情に応じた柔軟な運用に努めます。

II. 児童福祉法によるサービス

(1) 児童発達支援	所管課	社会福祉課（発達支援室）
------------	-----	--------------

事業内容	通所利用の未就学の障がい児に対する支援として療育活動を行います。
------	----------------------------------

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日数/月(日)	計画値	105	113	122	110	110	110
	実績値	103	121	100			
	達成率	98%	107%	82%			
利用者数(人)	計画値	52	56	60	50	52	55
	実績値	50	56	49			

【現況と課題】

- 児童発達支援は、市内に1か所、湖南省通所支援センターで行っています。
- 子どもの発達、園での状況、保護者の発達についての理解度、さらにサービス利用の時期などを総合的に判断し、利用の必要な児童が必要な時期に利用しています。

【見込量確保の方策】

- 湖南省通所支援センターを中心に、関係機関と連携しながら地域において早期療育、早期支援の体制を維持します。

(2) 医療型児童発達支援	所管課	社会福祉課（発達支援室）
---------------	-----	--------------

事業内容	医療の提供に必要な通所利用の未就学の障がい児に対する支援として療育活動を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日数/月(日)	計画値	9	9	9	9	9	9
	実績値	0.6	0	0			
	達成率	7%	0%	0%			
利用者数(人)	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	1	0	0			

【現況と課題】

- 利用者は市外事業所を利用しており、利用者がいる年いない年があります。
- 保護者、サービス提供事業所、保育園等の関係者が連携しながら支援することが求められています。

【見込量確保の方策】

- 関係機関の連携のもとで、スムーズに療育や保育園等を利用できるように努めます。

(3) 放課後等デイサービス	所管課	社会福祉課
----------------	-----	-------

事業内容	就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日数/月(日)	計画値	142	172	203	504	544	587
	実績値	275	386	420			
	達成率	194%	224%	207%			
利用者数(人)	計画値	28	34	40	69	76	84
	実績値	40	55	63			

【現況と課題】

- 日中一時支援よりも療育的なサービスが受けられること、送迎サービスが受けられることから、利用ニーズは大きく、利用者数・利用日数ともに平成27年度から見込量を大幅に上回っています。
- 要因としては、一人当たりの利用日数の増加や事業所数の増加等が挙げられます。今後は、サービスの量的確保に加えて、質の高いサービスが求められます。
- 平成29年度時点で主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は、甲賀福祉圏域にはありません。

【見込量確保の方策】

- 制度の周知を進めながら、情報提供を行い、利用者の発達状況や障がい特性に応じた質の高いサービスの提供のため、事業所と連携を図ります。
- 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所について、甲賀福祉圏域での開所に向けた検討を進めていきます。

(4) 保育所等訪問支援	所管課	社会福祉課（発達支援室）
--------------	-----	--------------

事業内容	保育所等の施設に通う障がいのある子どもに対して、その施設を訪問して、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日数/月(日)	計画値	29	30	31	55	55	55
	実績値	45	54	51			
	達成率	155%	180%	165%			
利用者数(人)	計画値				60	60	60
	実績値	59	58	59			

【現況と課題】

- 保育所等訪問支援事業は、市内に1か所、湖南省通所支援センターで行っています。平成24年度から実施しており、利用者は保育園等と療育教室との連携を希望しています。

【見込量確保の方策】

- 利用しやすい体制整備を目指して、保育園等と連携を図る取組を行います。

(5) 居宅訪問型児童発達支援	所管課	社会福祉課（発達支援室）
-----------------	-----	--------------

事業内容	重症心身障がいのある子どもなどに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得の支援などを行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度			
日数/月(日)	計画値	/			0	0	1			
	実績値				/					
	達成率							/		
利用者数(人)	計画値	/			0	0	1			
	実績値				/					

【現況と課題】

- 重度障がいの子どもや医療的ケアが必要な子どものうち、児童発達支援や医療型児童発達支援に通所してサービスを利用することが難しい子どもに対して、居宅を訪問して支援を実施し、発達支援を行う必要があります。
- 平成30年4月1日から創設される新たなサービスです。

【見込量確保の方策】

- 健康政策課、子育て支援課等と連携し、利用ニーズの把握や制度内容の周知に努めます。

(6) 障がい児相談支援	所管課	社会福祉課
--------------	-----	-------

事業内容	サービス利用支援 障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。
	継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人)	計画値	80	90	100	110	112	114
	実績値	98	109	105			
	達成率	123%	121%	105%			

【現況と課題】

- 放課後デイサービスなどの利用者数の増加に伴って、障がい児相談支援の利用者数が増加しています。児童を対象とする相談支援事業所が不足している状況で、指定障がい児相談支援事業所の確保が課題となっています。
- 就学前の児童の相談支援は、湖南省通所支援センターが障がい児相談支援を行っています。

【見込量確保の方策】

- 市内法人を中心に、児童を対象とする相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増員について引き続き要請し、設置の促進につなげていきます。
- 市内の相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員養成研修を実施する滋賀県に対し、研修の定員および実施回数増加について要望していきます。
- 相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援として、基幹相談支援センターが中心となり助言や相談に対応するなど、地域の相談支援体制の充実を図ります。

(7) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	所管課	社会福祉課
---------------------------	-----	-------

事業内容	医療的ケアが必要な子どもに対し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第4期			第5期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
配置人数	計画値	/			-	1	1
	実績値				/		

【現況と課題】

- 医療的ケアが必要な子どもは、乳幼児期には医療型児童発達支援を利用し、保育園等にも通所しています。学齢期には学校に通いながら、必要に応じて放課後等デイサービスなどを利用していることから、これらサービス調整のため、関係機関との緊密な連携が必要となります。
- 平成30年4月1日から創設される新たなサービスです。

【見込量確保の方策】

- 医療的ケアが必要な障がいのある子どもに対しては、在宅生活を継続していこうとする場合、保健、医療および障がい福祉だけでなく、保育、教育等の支援も重要であることから、甲賀地域障害児・者サービス調整会議の部会等で検討を行うなど、国の指針に則して、甲賀福祉圏域で協議の場の設置を検討していきます。
- また、サービスをスムーズに利用できるよう、関係機関とのサービス調整を行うためのコーディネーターの配置についても協議を行っていきます。

第6章：計画の推進

(1) 計画の進行管理

計画の進行管理にあっては、湖南省役所の障がい福祉に係る主管課が所管するものとします。毎年度、決算・予算編成の時期を踏まえて、主要な事務事業の評価と予算への反映を行い、また、計画期末には、各年度の主要事業評価を踏まえた施策評価を行って、次期計画の策定に資するよう図るものとします。

適切な評価を行うため、障がい福祉主管課が評価資料を調整し、湖南省障がい者施策推進協議会に諮って、意見を求めるものとします。

湖南省障がい者施策推進協議会は、「たて・よこ・ななめにすき間なく」の考え方のもと、

- すべての行政分野での連携の促進
- 市民・地域・事業者等のそれぞれの取り組みの促進
- 協働による取り組みの充実

を図る観点から、総合的なまちづくりに資する意見を述べるものとします。

(2) 甲賀福祉圏域（甲賀市・湖南省）での連携

甲賀地域障害児・者サービス調整会議において、計画の推進に係る圏域連携を調整していきます。また、甲賀市・湖南省地域福祉人材確保推進協議会において、福祉人材の計画的な育成・確保に努めます。

【甲賀地域障害児・者サービス調整会議の目的と機能】

甲賀地域に居住する障がい児（者）に関する福祉、就労、保健、医療等の各種サービスを総合的に調整、推進するとともに、教育との連携強化を目的とする。

- ① 訪問・相談活動を通じ、障害児（者）のニーズの把握、各種サービスの充足状況および問題点の把握を行う。
- ② 複合ニーズを有するケース等についての具体的な処遇方針の策定および関係するサービス提供機関へのサービス提供要請等を行う。
- ③ 甲賀地域の障がい児（者）に対するサービス提供の問題点を整理し、在宅福祉サービスの供給についての調査研究を行う。

(3) 国・県との連携

今後も障がい者施策に関する制度改正等を踏まえ、国・県と連携しながら施策の展開を図っていきます。